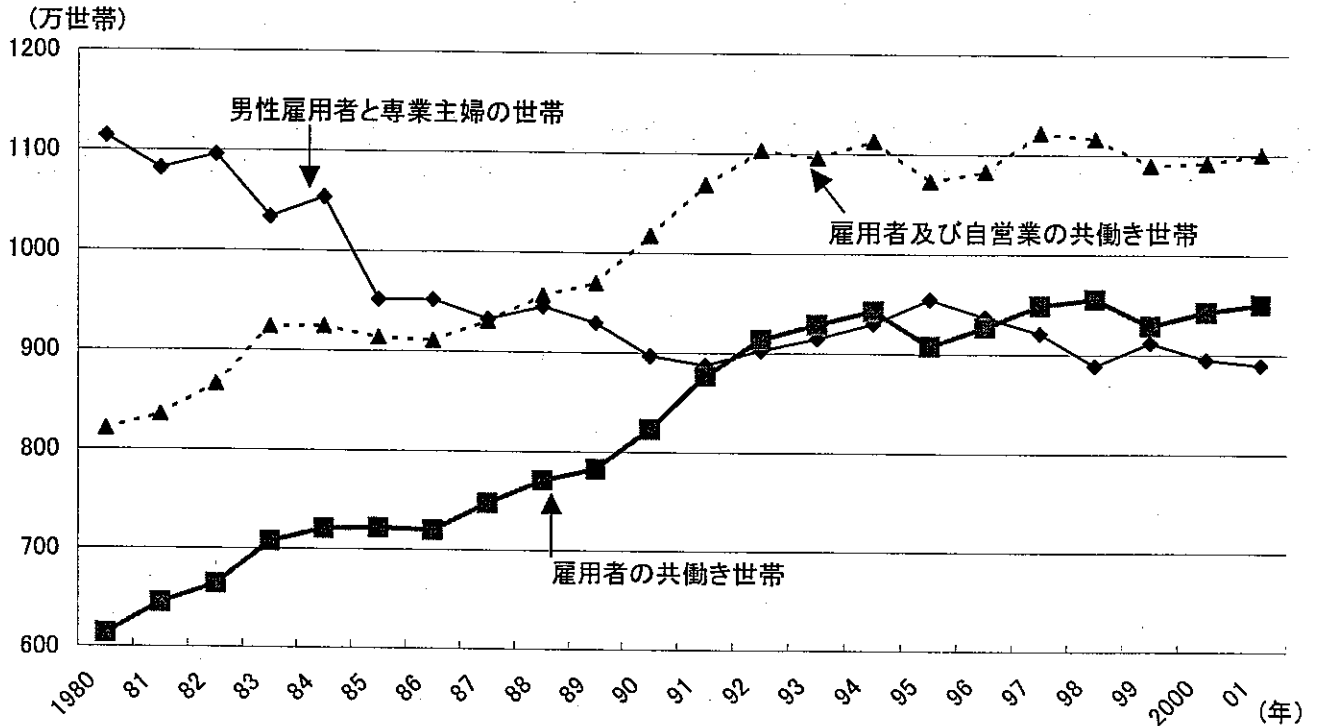


図表編（目次）

図表 1 - 1	共働き等世帯の推移	1
1 - 2	夫が雇用者の専業主婦数の推移	2
図表 2	女性（25～34歳）の労働力率と合計特殊出生率（国際比較）	3
図表 3	一般的な家庭支援策と共稼ぎ支援策に関する各国の順位	4
図表 4	男女別就職率（卒業生のうち就職者の占める割合）の推移	5
図表 5	年齢階級別労働力人口比率	6
図表 6 - 1	男女別新規入職比	7
6 - 2	男女別・年齢別入職比	8
6 - 3	女性の年齢別就業形態（役員を除く雇用者）	9
図表 7	縮小傾向にあるフルタイム就業者の男女間賃金格差	10
図表 8	性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間あたり所定内給与額の推移	11
図表 9	女性の年齢階級別雇用者比率（対人口・非農業）及び厚生年金被保険者比率 （対人口）の推移	12
図表 10	女性離職者が前職を辞めた理由	13
図表 11	妊娠または出産により退職した者の割合（30人以上規模）	14
図表 12	第3号被保険者の構成	15
図表 13	年齢階級別にみた勤続年数	16
図表 14	育児休業取得者割合	18
図表 15	パートタイマーで働く理由	19
図表 16	配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み	20
図表 17-1	配偶者控除・配偶者特別控除の適用状況（給与取得者のうち年末調整対象者）	21
17-2	配偶者控除・配偶者特別控除の適用状況（申告所得納税者）	22
図表 18	就労調整理由	23
図表 19	社会保険の加入状況別パート等労働者割合	24
図表 20	家族手当	25
図表 21	住宅手当制度	26
図表 22	退職年金制度	27
図表 23-1	パートタイム労働者の収入分布	28
23-2	パートタイム労働者（女性）の1時間あたり所定内給与額階級別労働者数	29
図表 24	女性の年齢10歳階級別完全失業率の推移	30
図表 25	雇用保険の基本手当の給付日数	31
図表 26	高齢者世帯1世帯あたり平均所得金額	32
図表 27	企業規模、性別勤続年数	33
図表 28	高齢者世帯の割合の推移	34
図表 29	離婚件数及び離婚率の推移	35
図表 30	同居期間別離婚件数の推移	36
図表 31	生涯の可処分所得	37
図表 32	欧州のワークシェアリングの基本類型	45
図表 33	各国の男女別パートタイム労働者の割合	46

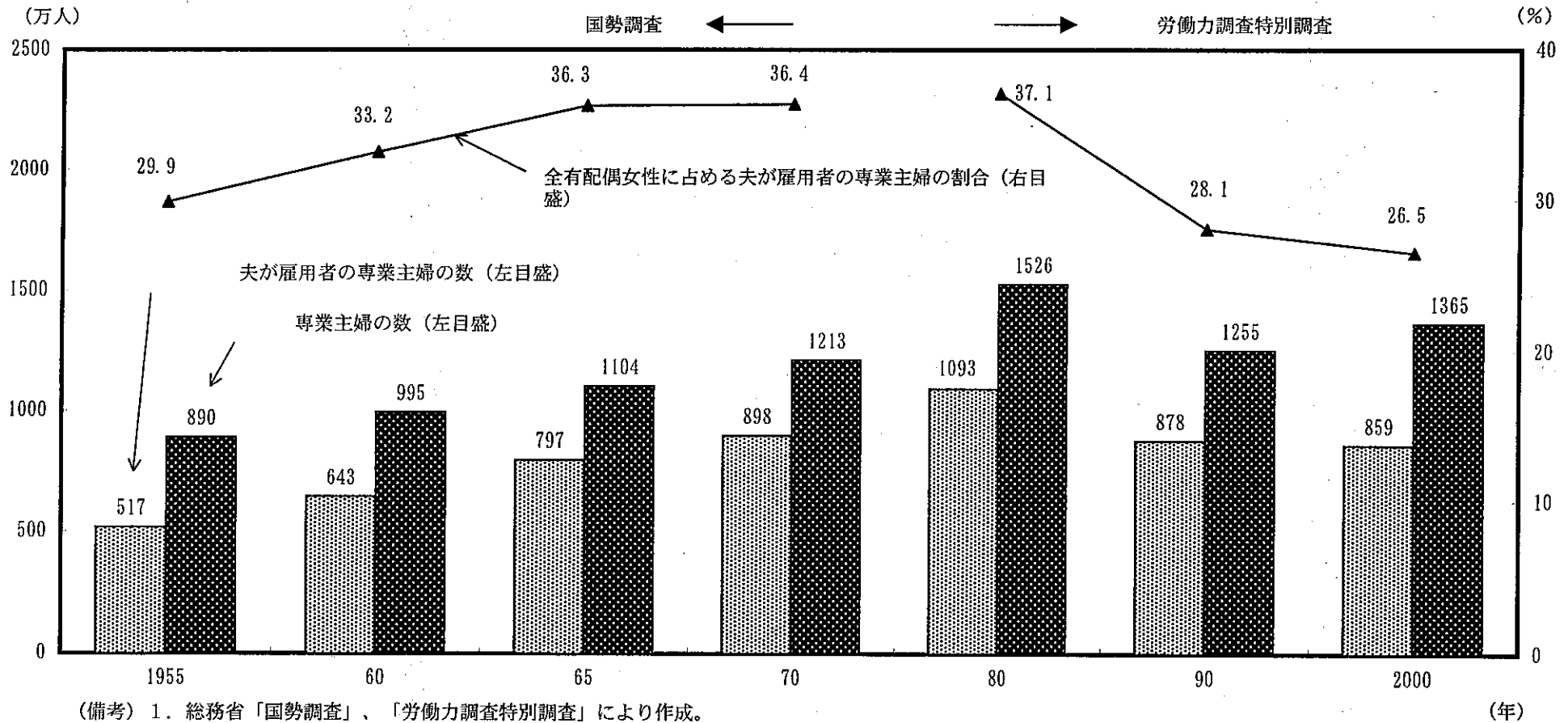
(図表1-1) 共働き等世帯数の推移



- 注) 1. 出典:「労働力調査特別調査」(総務省統計局)
 2. 専業主婦世帯とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 共働き世帯とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
 4. 共働き世帯とは、夫が雇用者又は自営業主・内職者で、妻が雇用者又は自営業主・内職者の世帯。
 5. 就業者から農林業及び家族従業者は除いた。

図表1-2 夫が雇用者の専業主婦数の推移

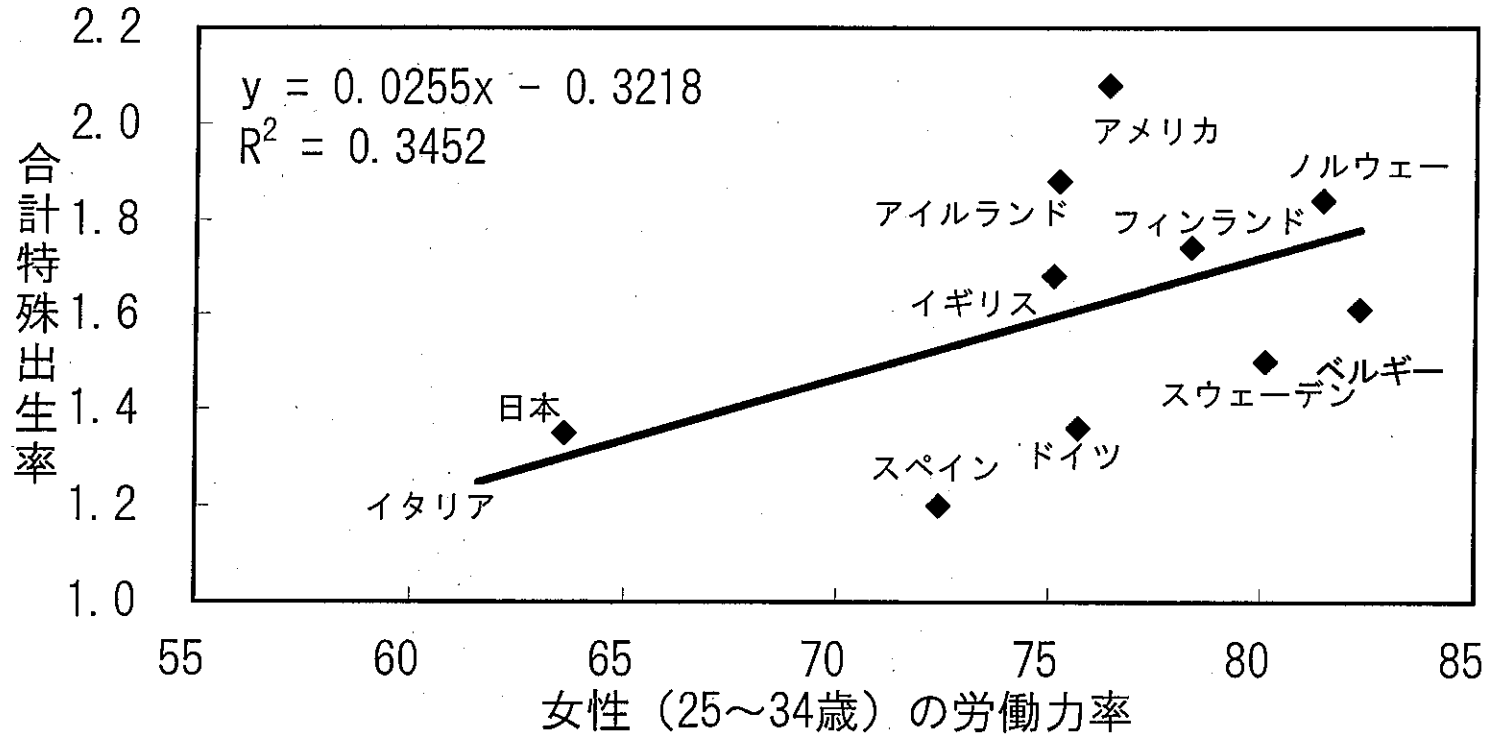
(高度成長期に大きく増加したが、近年は減少している夫が雇用者の専業主婦数)



- (備考) 1. 総務省「国勢調査」、「労働力調査特別調査」により作成。
 2. 夫が雇用者の専業主婦の数、専業主婦の数は、1955～70年は国勢調査、80～2000年は労働力調査特別調査による。全有配偶女性は国勢調査による。
 3. 夫が雇用者の専業主婦の数は、夫が雇用者（非農林業）で妻が非労働力（無業）の人口、専業主婦の数は、全有配偶女性で非労働力の人口。

<出所> 平成13年度 国民生活白書

(図表2) 女性(25~34歳)の労働力率と合計特殊出生率(国際比較)



資料出所：ILO, Yearbook of Labour Statistics 2000
Council of Europe, Recent demographic developments in Europe 2000
CDC, D H H S, National Vital Statistics Reports, April 17, 2001
日本は 厚生労働省 「人口動態統計」

(図表3) 一般的な家庭支援策と共稼ぎ支援策に関する各国の順位(1985~1990)

順位	一般的な家庭支援(注1)	共稼ぎ支援(注2)
1	ベルギー	スウェーデン
2	ドイツ	デンマーク
3	フランス	フィンランド
4	ノルウエー	ノルウエー
5	イタリア	フランス
6	オーストリア	ベルギー
7	デンマーク	ドイツ
8	アイルランド	イタリア
9	スウェーデン	オランダ
10	フィンランド	オーストリア
11	オランダ	アイルランド
12	カナダ	英国
13	英国	カナダ
14	スイス	日本
15	日本	オーストラリア
16	オーストラリア	スイス
17	ニュージーランド	アメリカ合衆国
18	アメリカ合衆国	ニュージーランド

(注1)

一般的な家庭支援

1. 年少児童への児童手当の対純平均賃金比
2. 年少扶養控除・専業主婦控除などの家族税給付の比重(単身者と片稼ぎ2子家族の税引き後所得の差額が単身者の平均純賃金に占める割合)
3. 3歳一就学年齢の児童への公的保育サービス(保育所定員の対人口比)

(注2)

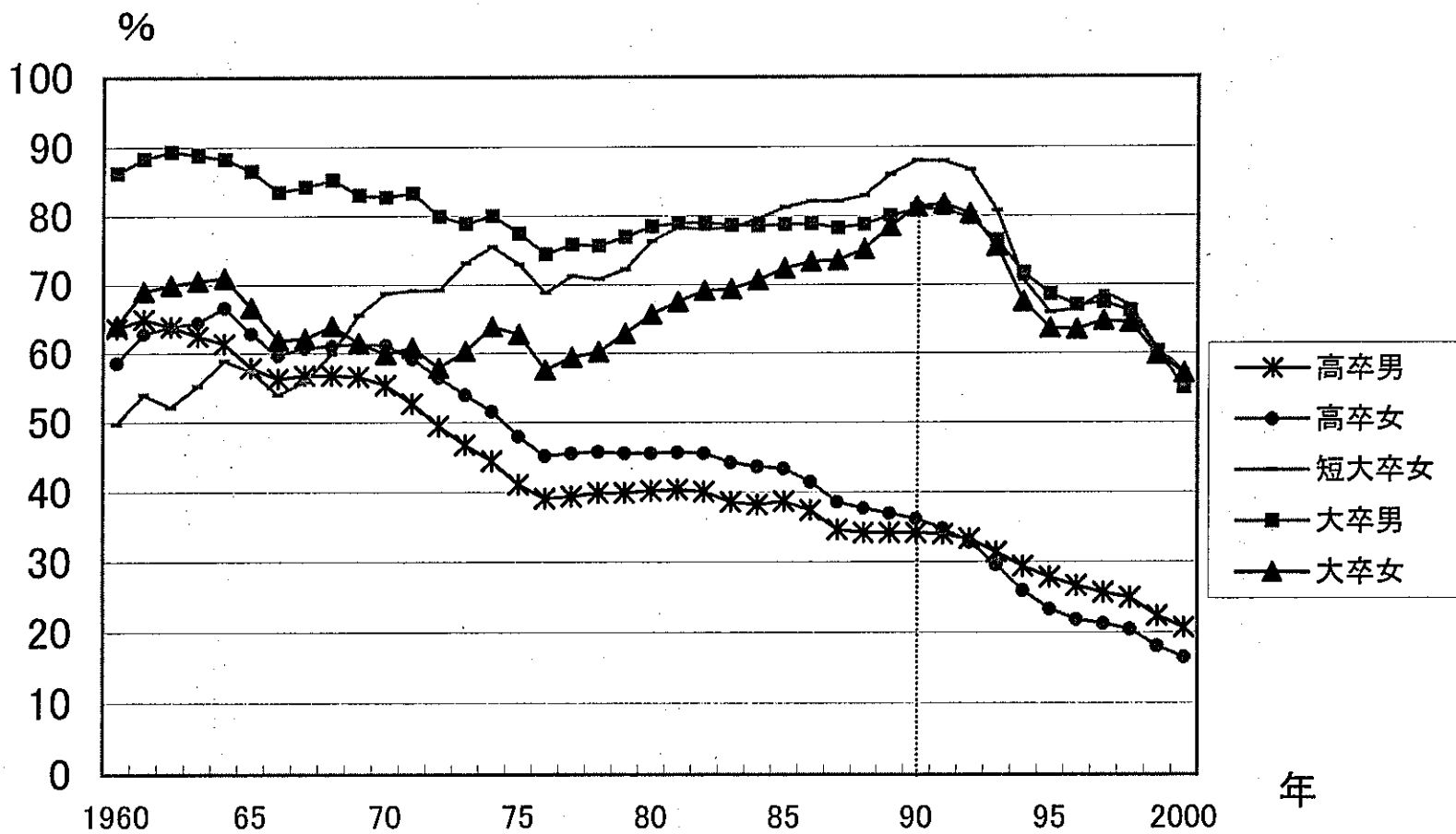
共稼ぎ支援

1. 0-2歳児への公的保育サービス(保育所定員の対人口比)
2. 有給の出産休暇(従前賃金代替率、給付期間、カバレッジの組み合わせ)
3. 有給の父親休暇(幼児の父親の有給休暇の寛大さを順位付け)
4. 高齢者への公的ホームヘルプ(65歳以上の在宅生活を支援するサービスの受給者比率)

(出所)

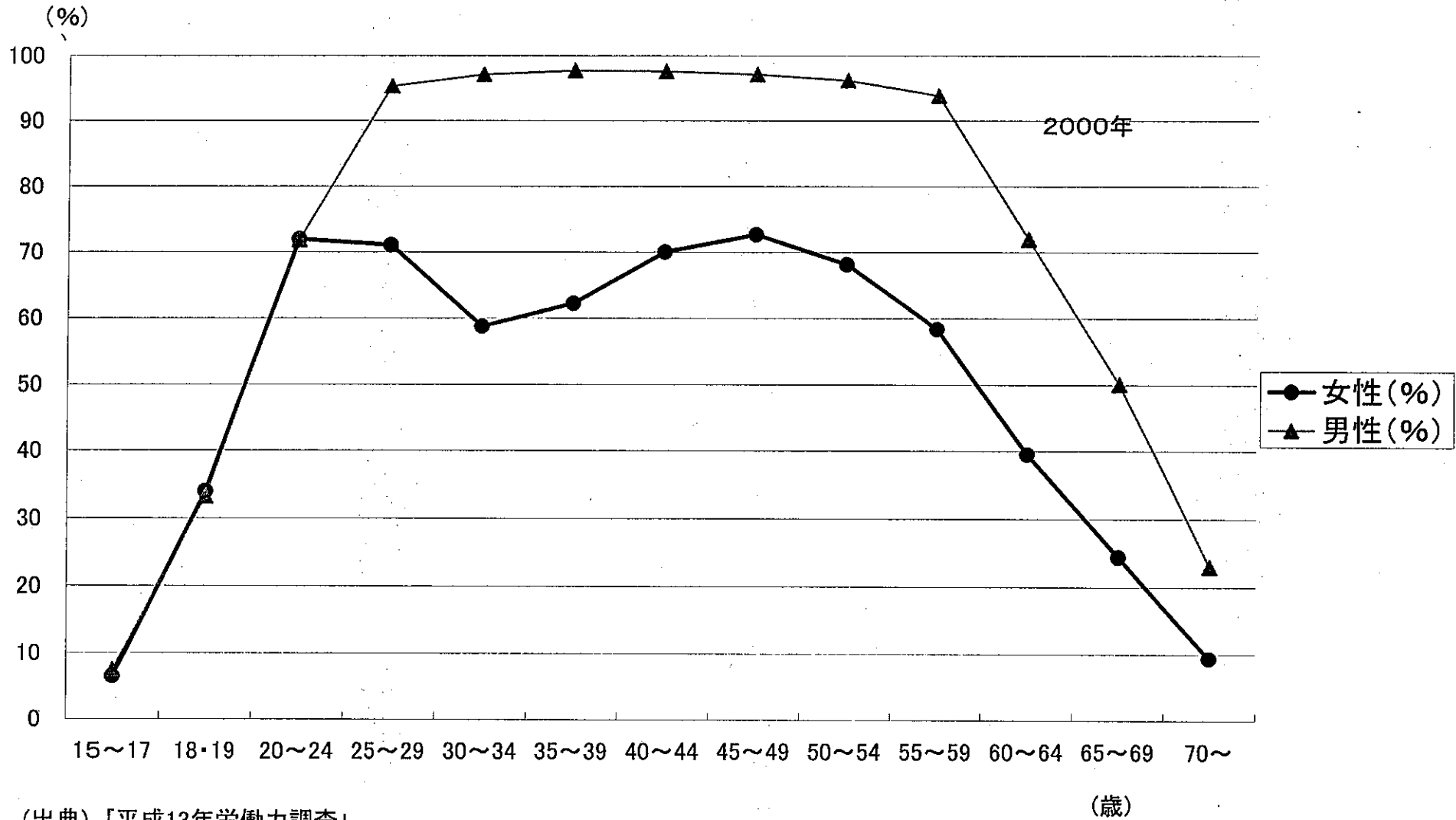
Water Korpi(2000), Faces of Inequality: Gender, Class, and patterns of Inequalities in Different Types of Welfare States, "in B. Hobson et al.(eds.) "Socialpolitics" Oxford University Press

(図表4) 男女別就職率(卒業生のうち就職者の占める割合)の推移

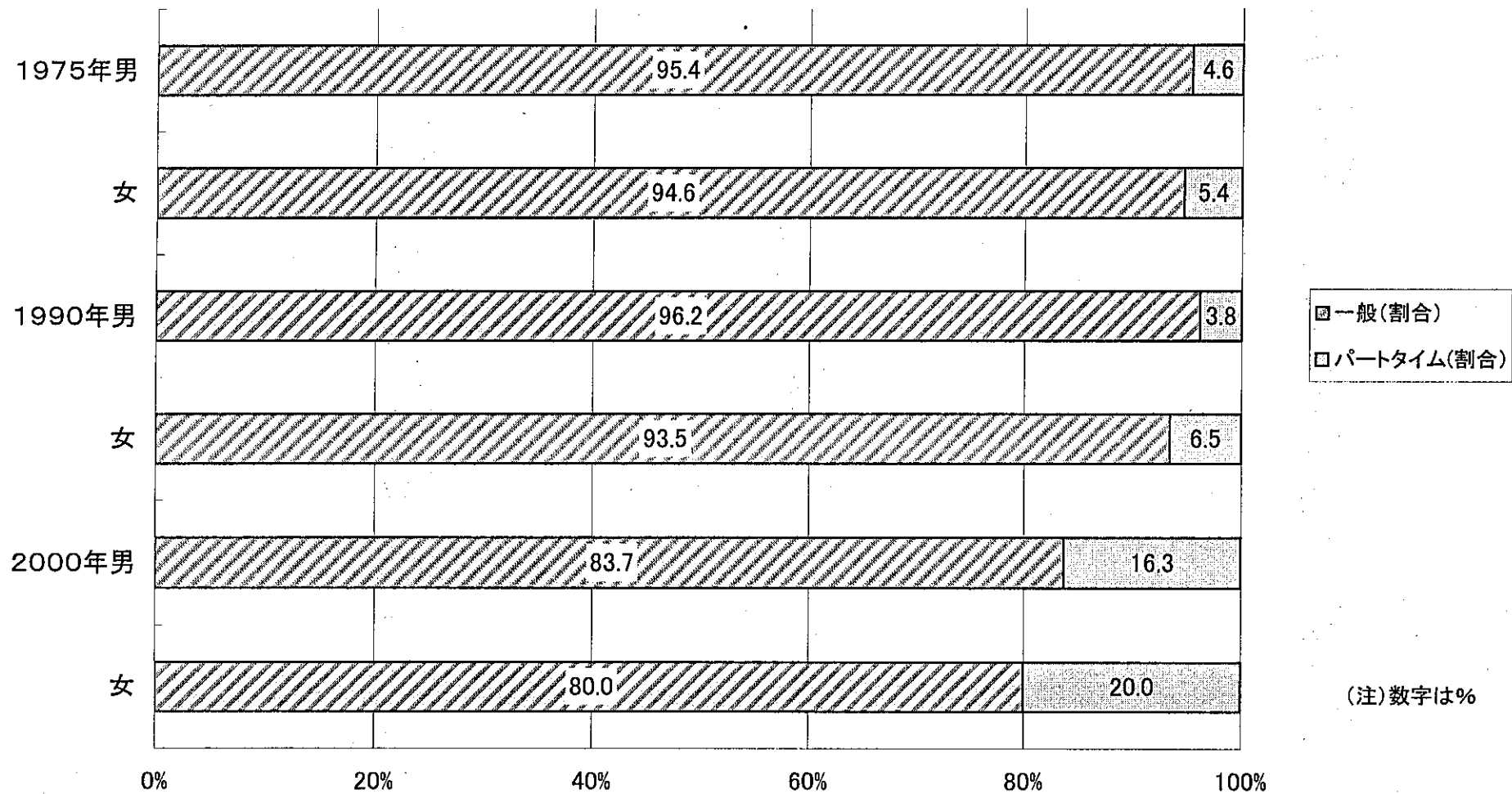


注)各年3月卒業者のうち、就職者(就職進学者を含む)の割合である。
 (出典) 平成12年度 学校基本調査

(図表5) 年齢階級別労働力人口比率



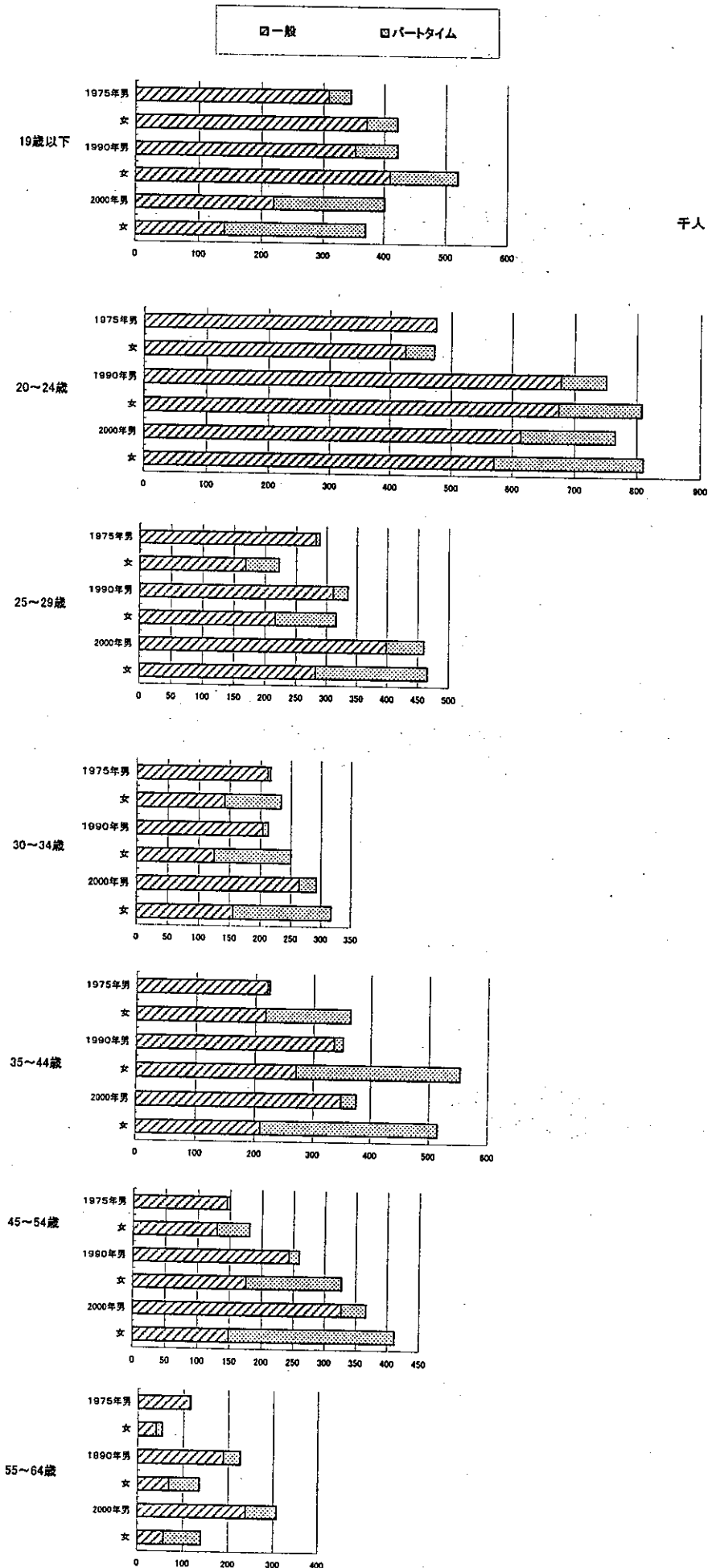
(図表6-1) 男女別新規学卒者入職比



(注) 数字は%

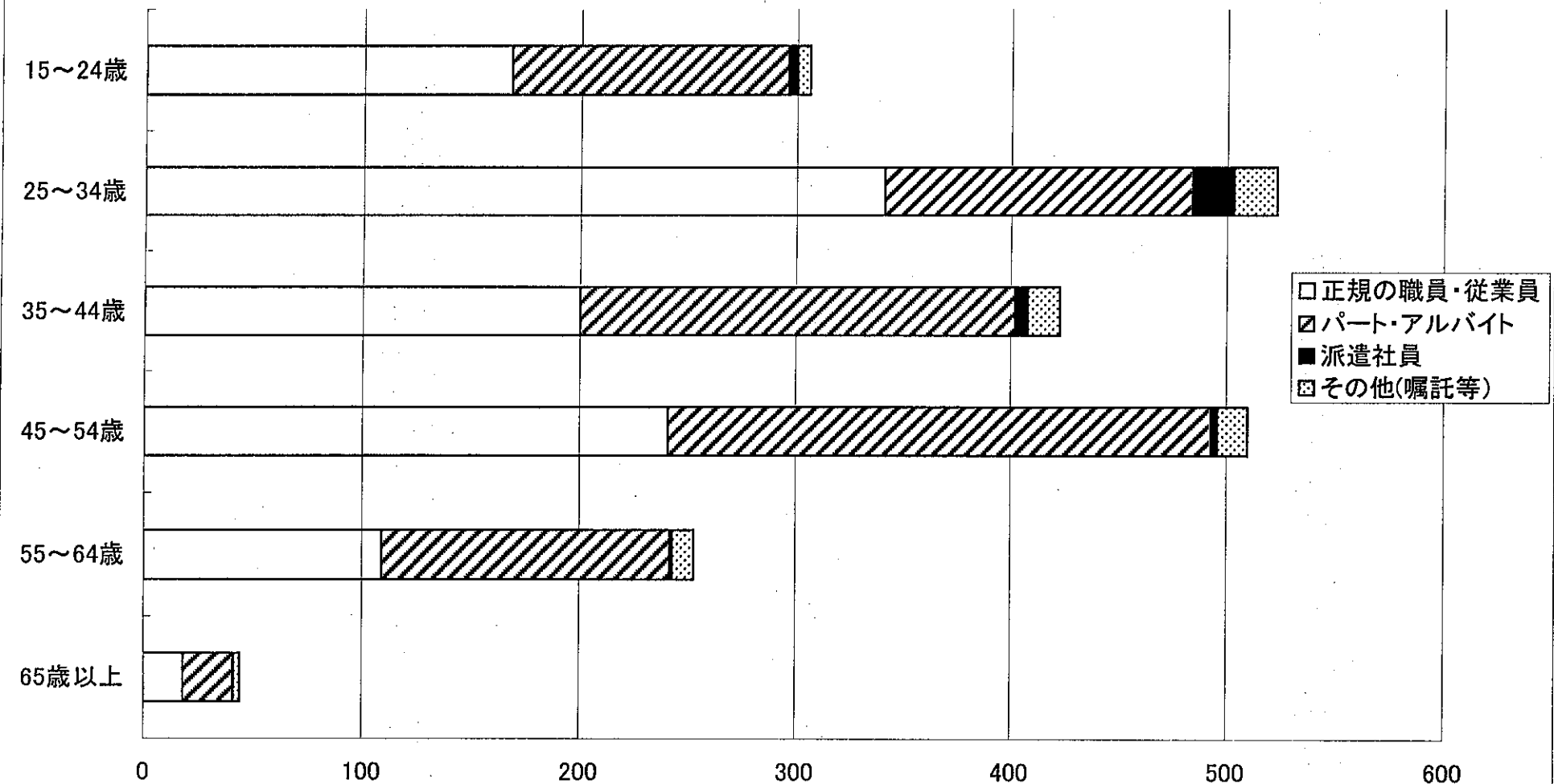
(出典)「雇用動向調査(平成12年)」(厚生労働省)

(図表6-2) 男女別・年齢別入職比



(出典)「雇用動向調査(平成12年)」(厚生労働省)

(図表6-3) 女性の年齢別就業形態(役員を除く雇用者)

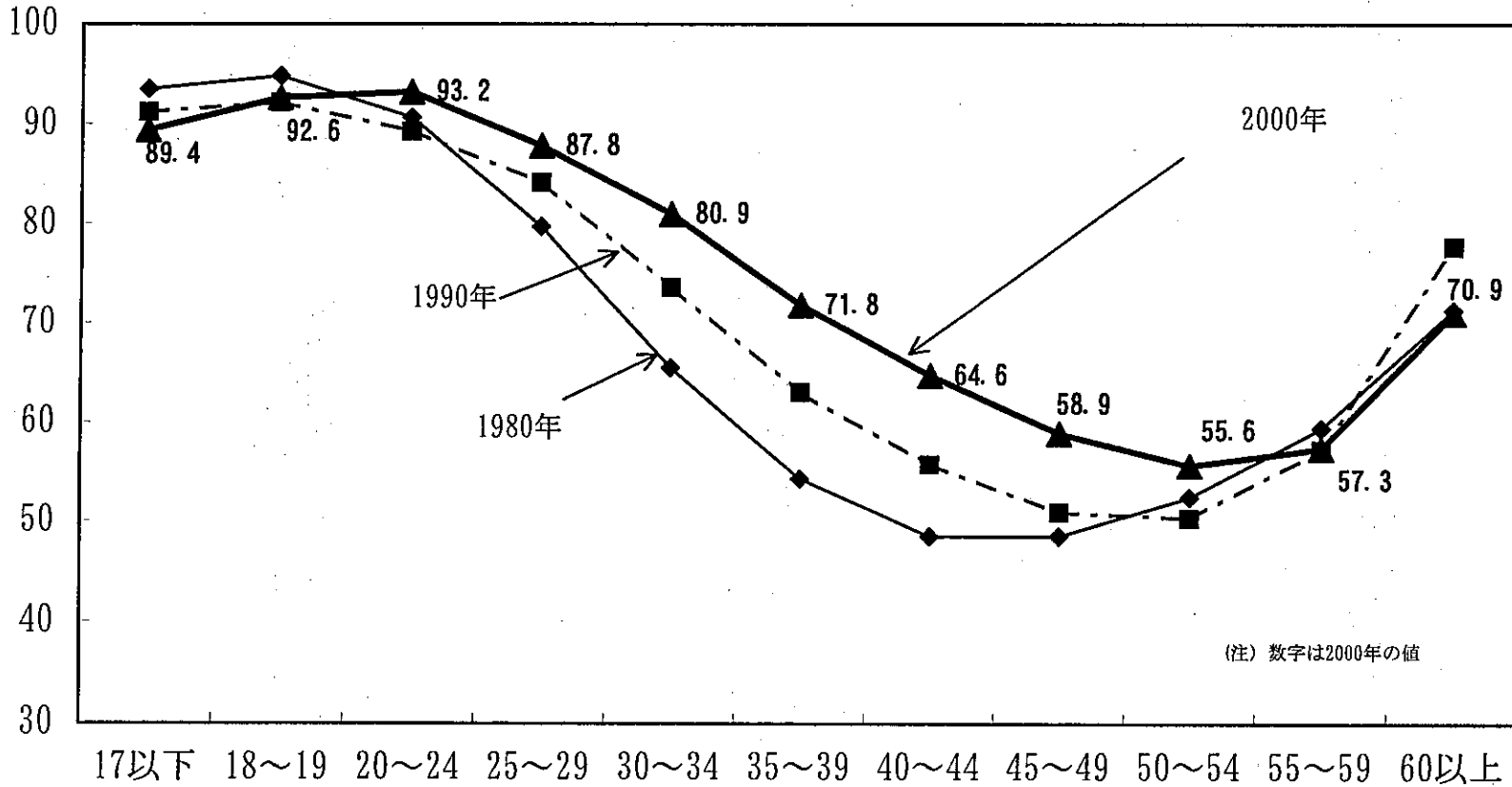


(出典)「平成13年2月労働力調査特別調査」(総務省統計局)

(万人)

6

(男性=100) (図表7) 縮小傾向にあるフルタイム就業者の男女間賃金格差



(注) 数字は2000年の値

- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査報告」により作成。
 2. 一般労働者時間当たり賃金の、男性を100とした場合の女性の値。
 3. 「時間当たり賃金」は、所定内給与額を所定内労働時間で除して求めた。

(出典) 平成13年度国民生活白書

(図表8) 性別—一般労働者とパートタイム労働者の1時間あたり所定内給与額の推移

年	女 性		男 性		女性パートタイマーの格差		
	一般労働者(円)	パートタイム労働者(円)	一般労働者(円)	パートタイム労働者(円)	対女性一般労働者 (女性一般=100)	対男性一般労働者 (男性一般=100)	対男性パートタイム労働者 (男性パート=100)
平成元年	934	662	1542	855	70.9	42.9	77.4
2年	989	712	1632	944	72.0	43.6	75.4
3年	1072	770	1756	1023	71.8	43.8	75.3
4年	1127	809	1812	1053	71.8	44.6	76.8
5年	1187	832	1904	1046	70.1	43.7	79.5
6年	1201	848	1915	1037	70.6	44.3	81.8
7年	1213	854	1919	1061	70.4	44.5	80.5
8年	1255	870	1976	1071	69.3	44.0	81.2
9年	1281	871	2006	1037	68.0	43.4	84.0
10年	1295	886	2002	1040	68.4	44.3	85.2
11年	1318	887	2016	1025	67.3	44.0	86.5
12年	1329	889	2005	1026	66.9	44.3	86.6

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

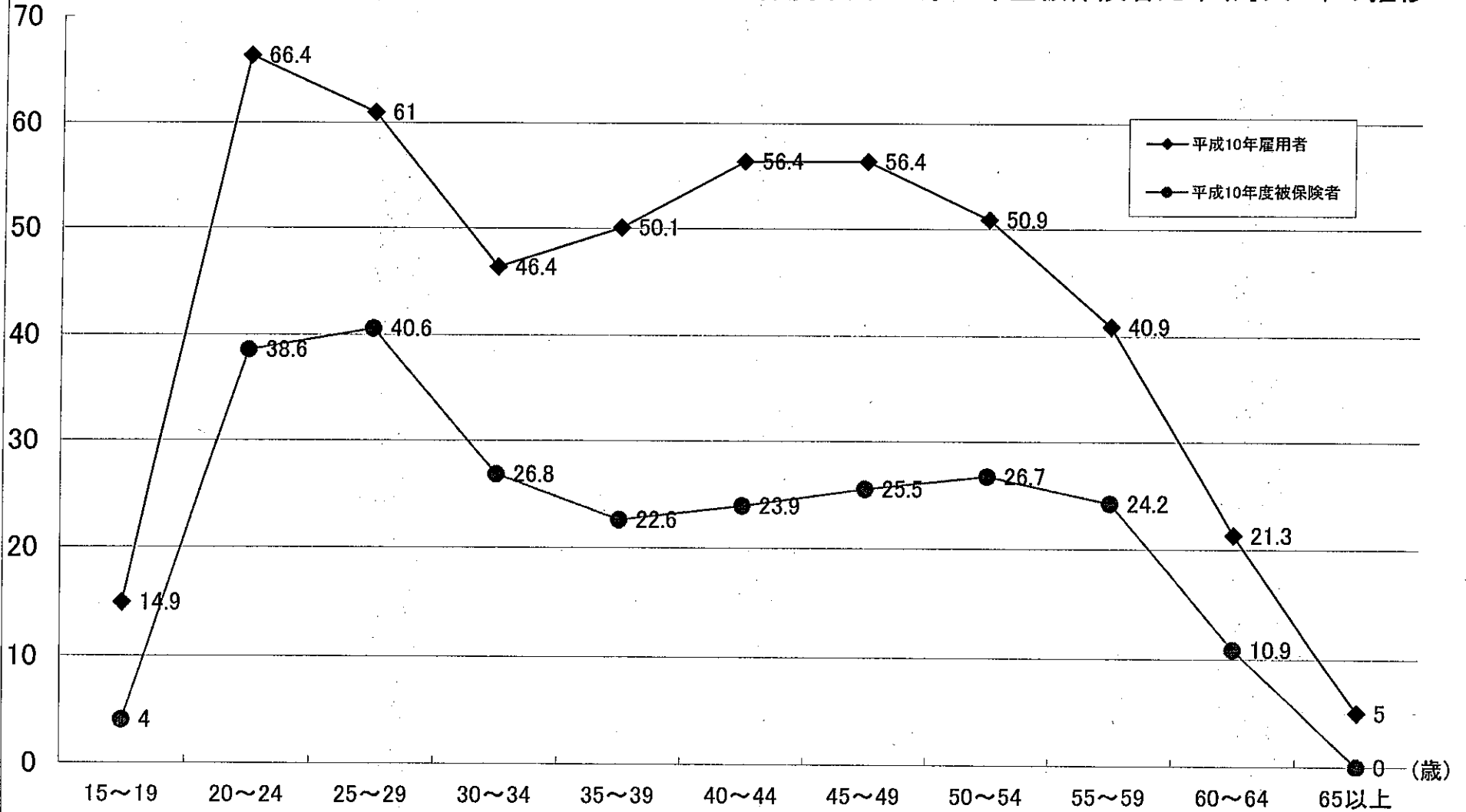
(注) 一般労働者とパートタイム労働者では、勤続年数、職種等に違いがあるので、単純には比較できない。

(注) 一般労働者の一時間あたり所定内給与額は、それぞれ該当する一般労働者の所定内給与額と所定内実労働時間数から次式により試算した。

「一般労働者の一時間あたり所定内給与額＝所定内給与額÷所定内実労働時間数」

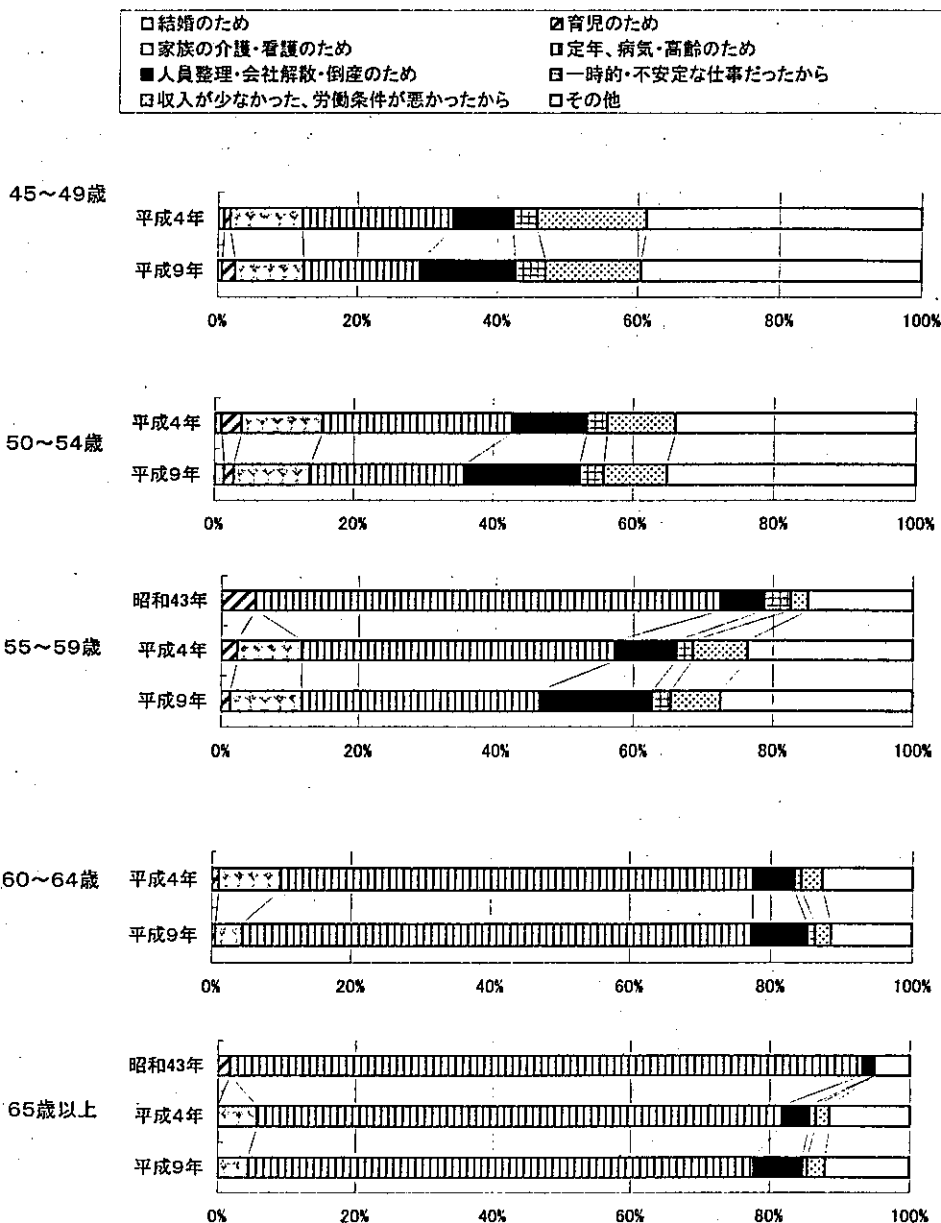
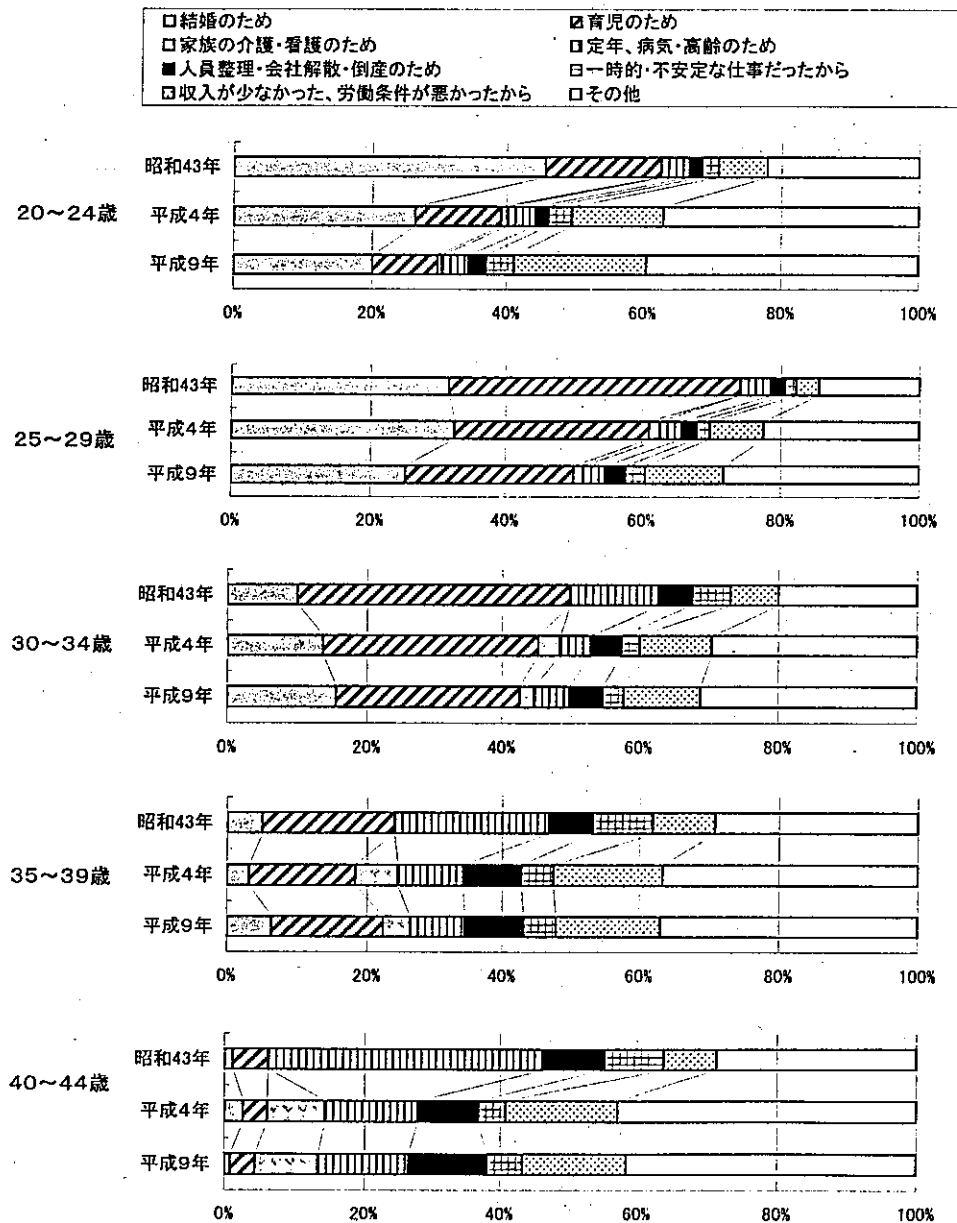
パートタイム労働者の一時間あたり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

(%) (図表9) 女性の年齢階級別雇用者比率(対人口・非農業)及び厚生年金被保険者比率(対人口)の推移



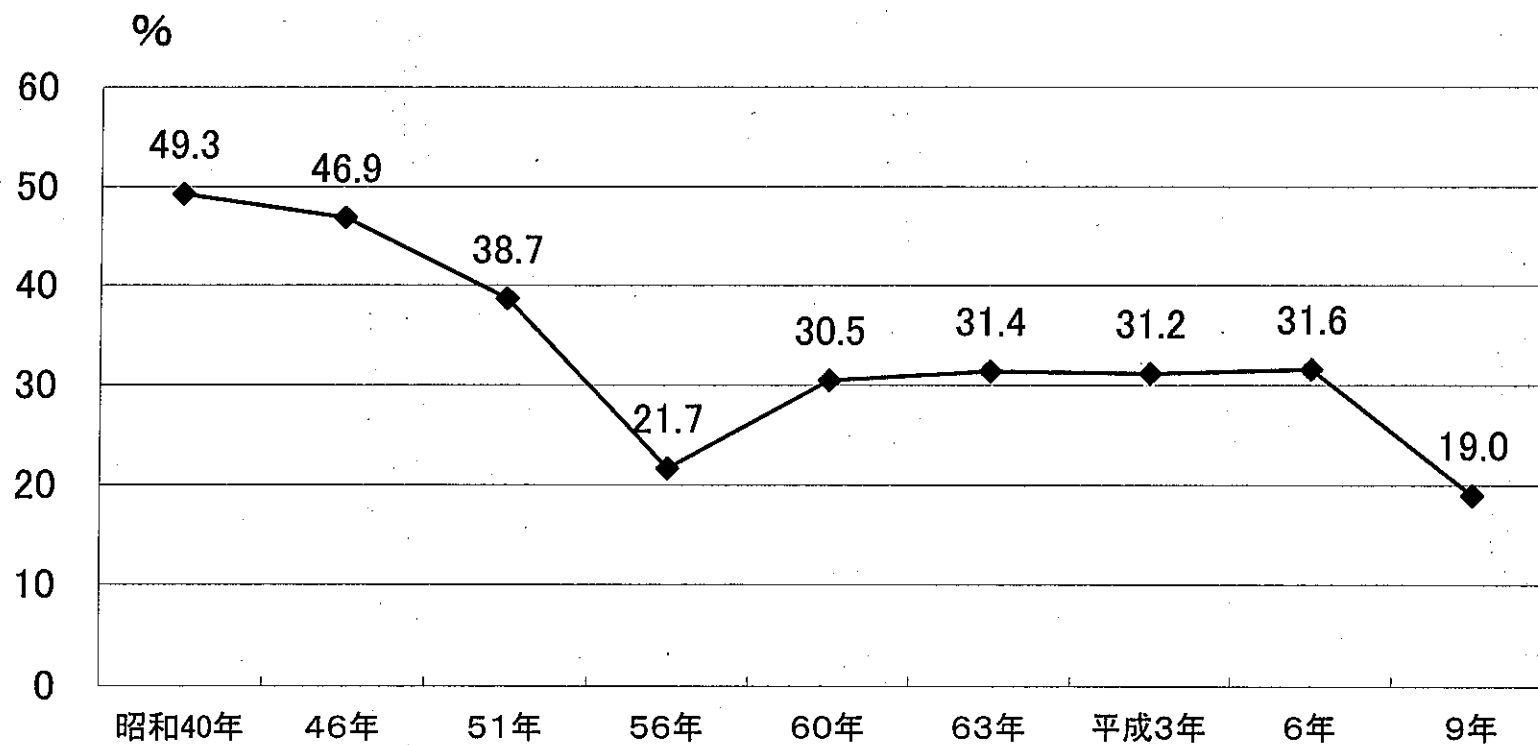
総務庁統計局「労働力調査」、社会保険庁「事業年報」より推計

(図表10) 女性離職者が前職を辞めた理由



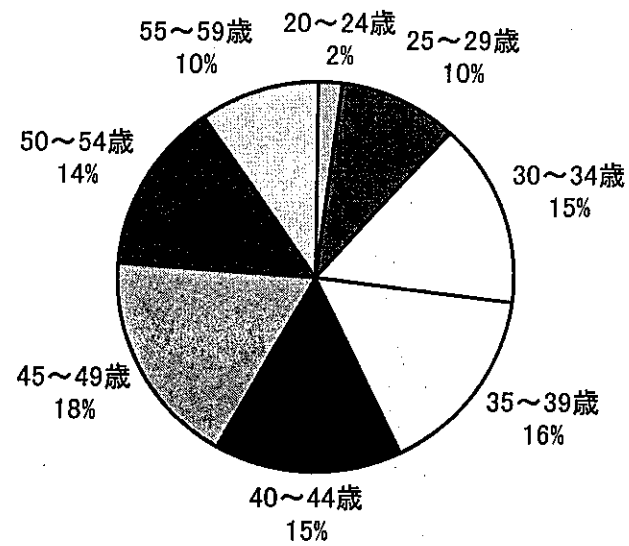
注) 1. 出典:「平成9年就業構造基本調査」(総務庁統計局)
 2. 「離職者」とは、1年前には仕事をしていたが、その仕事を辞めて、現在は仕事をしていない者。
 3. 昭和43年の調査では、「40~54歳」と「55~64」の分類がないため、それぞれ「40~44歳」、「55~59歳」のところに表示している。また、「前職を辞めた理由」の職種は平成4年、9年に比べて少ない。

(図表11) 妊娠又は出産により退職した者の割合(30人以上規模)



(出典)厚生労働省 平成9年度女性雇用管理基本調査

図表12 第3号被保険者の構成



(千人)

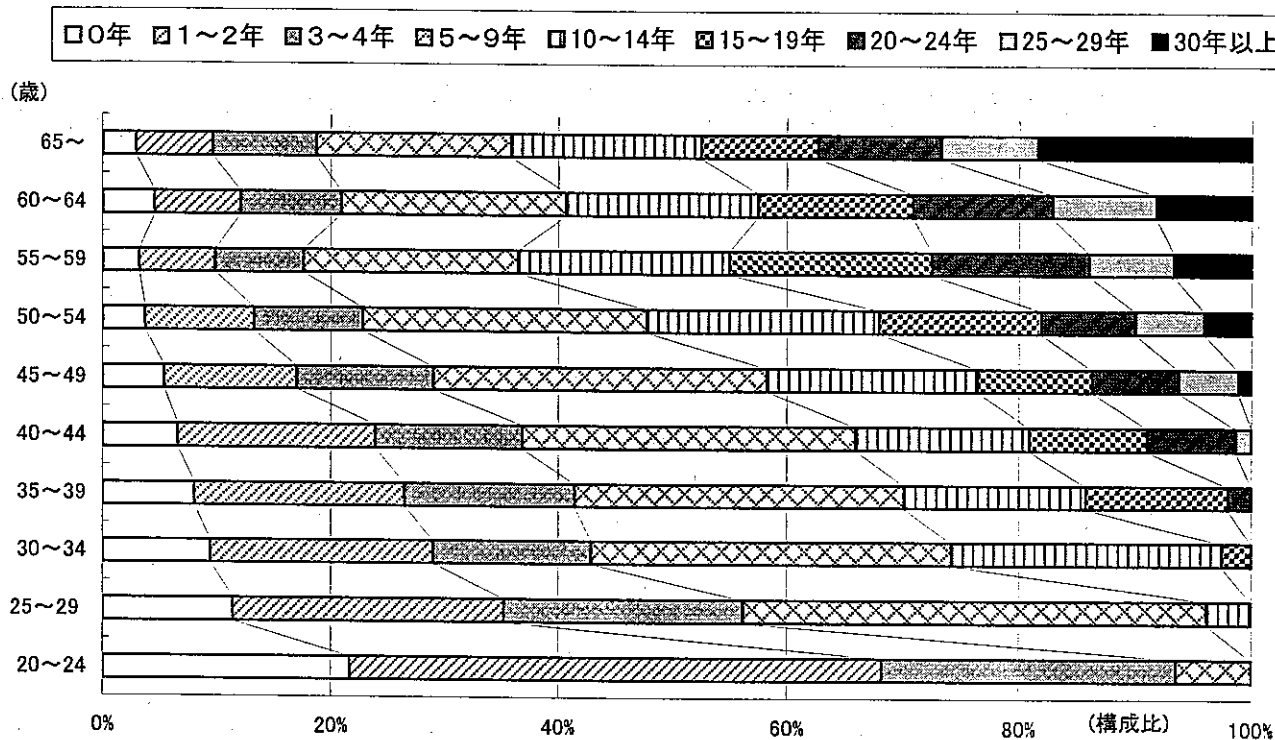
20～24歳	227
25～29歳	1171
30～34歳	1816
35～39歳	1900
40～44歳	1828
45～49歳	2151
50～54歳	1709
55～59歳	1147

出所:社会保険庁 平成9年度事業年報

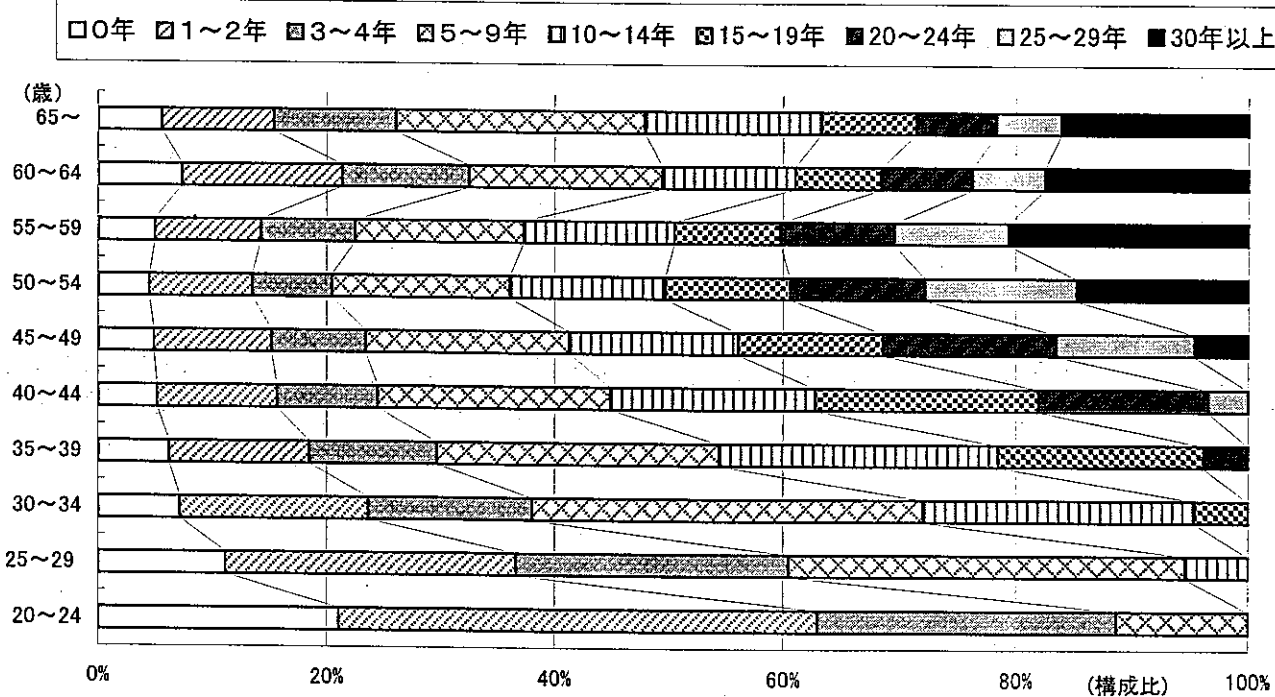
15

図表13 年齢階級別にみた勤続年数
(企業規模:常用労働者 10~99人)

女性



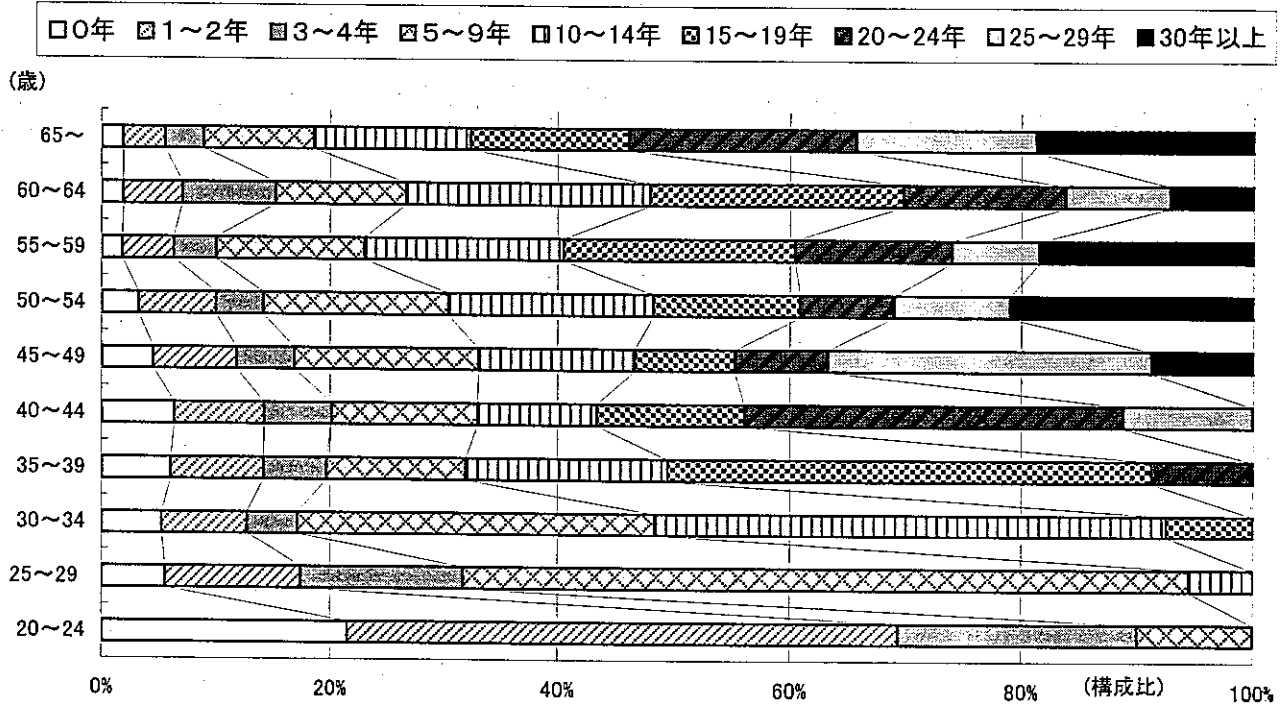
男性



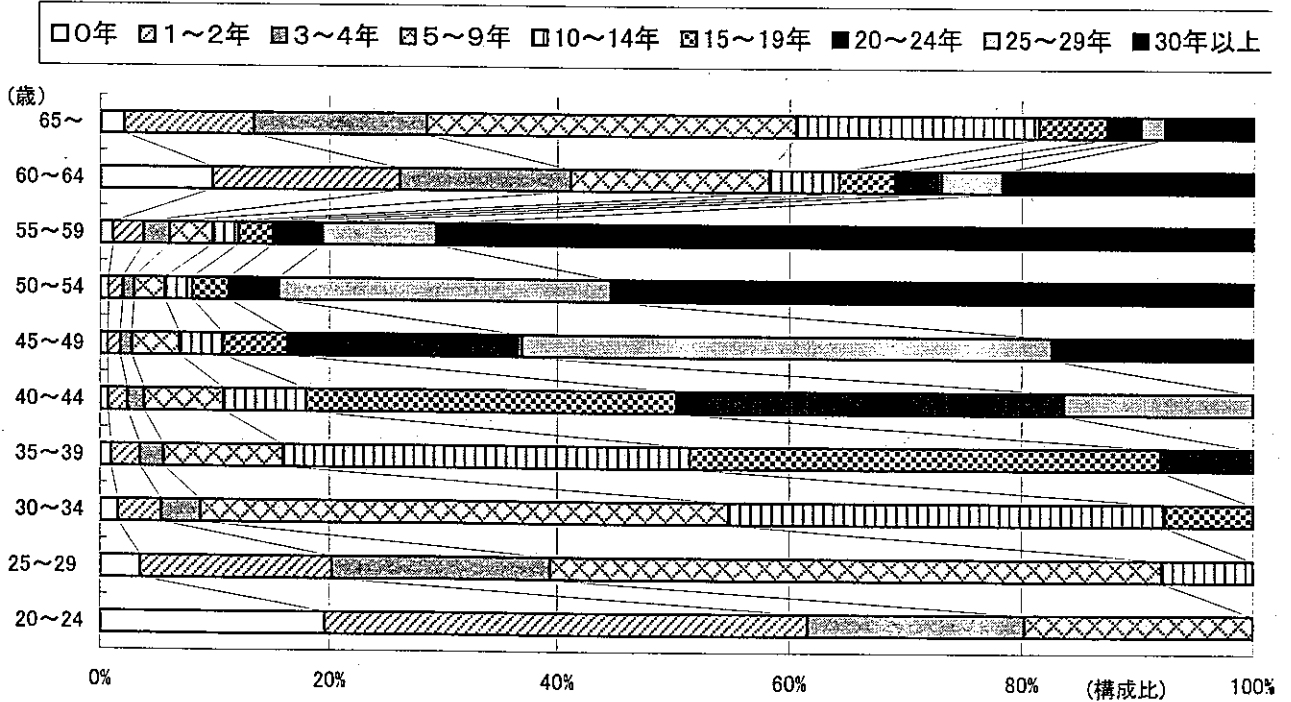
(出典)「平成11年賃金構造基本統計調査報告」(労働省)

図表13 年齢階級別にみた勤続年数
(企業規模:常用労働者1,000人以上)

女性



男性



(出典)「平成11年賃金構造基本統計調査報告」(労働省)

(図表14) 育児休業取得者割合

単位(%)

	育児休業取得者の男女比			出産者に占める育児休業者の割合	配偶者が出産したものに占める育児休業者の割合
	計	女性	男性		
総数	100	97.6	2.4	56.4	0.42

資料出所: 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成11年度)

注) 全事業所において、H10. 4. 1~H11. 3. 31までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む。)に占める、H1. 10. 1までの間に育児休業を開始した者の割合である。

(図表15) パートタイマーで働く理由

	(女性)						
	1990年度(注1)		1995年度(注1)		1994年度(注2)	1999年度(注2)	
	「Aパート」	「Bパート」	「パート」	「その他」	パートタイマー	「短時間のパートタイマー」	「その他のパートタイマー」
「自分の都合のよい時間に働きたいから」	64.8	32.9	55.8	23.0	49.8	42.5	24.8
「勤務時間・日数を短くしたいから」	34.3	15.1	27.9	10.5	22.2	39.6	13.0
「正社員として働ける会社がないから」	13.8	33.1	14.3	33.0	11.9	9.0	17.2
家計の補助、学費等を得るため	64.7	59.5	60.1	45.4	52.4	46.3	39.2
家庭や他の活動と両立しやすいから	-	-	-	-	-	39.8	23.3
余暇時間を利用するため	36.1	17	27.2	13.4	-	-	-
生きがい・社会参加のため	26	25	22.6	26.6	10.6	-	-
子どもに手がかからなくなったから	33.4	23.9	27.6	15.4	-	-	-
家事・育児の都合で正社員として働けないから	24.1	12.2	19.8	8.9	-	-	-
仕事の内容に興味がもてたから	16.6	21.9	18	23.6	-	-	-
すぐ辞められるから	13.3	14.2	7.8	6.1	6.1	-	-

(注1) 出典 厚生労働省 パートタイム労働者総合実態調査

(注2) 出典 厚生労働省 平成11年就業形態の多様化に関する総合実態調査報告 数字は「現在の就業形態に就いた理由(複数回答)」パート等労働者割合

(注3) ・ゴチック体数字は「パート等を選んだ理由(複数回答)別パート等労働者割合」その他数字は、「現在の就業形態についた理由(複数回答)パート等労働者割合」

・-は当該質問がないことを表す。

(パートタイマーの定義)

・パート: 正社員以外の労働者で、名称に関わらず1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

・その他: 正社員以外の労働者で、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者

・Aパート: 正社員以外の労働者で名称に関わらず1日の所定労働時間が正社員よりも短い、または、1日の所定労働時間が正社員と同じでも、1週間の所定労働日数が正社員よりも少ない労働者。出稼ぎ・季節労働者を除く。

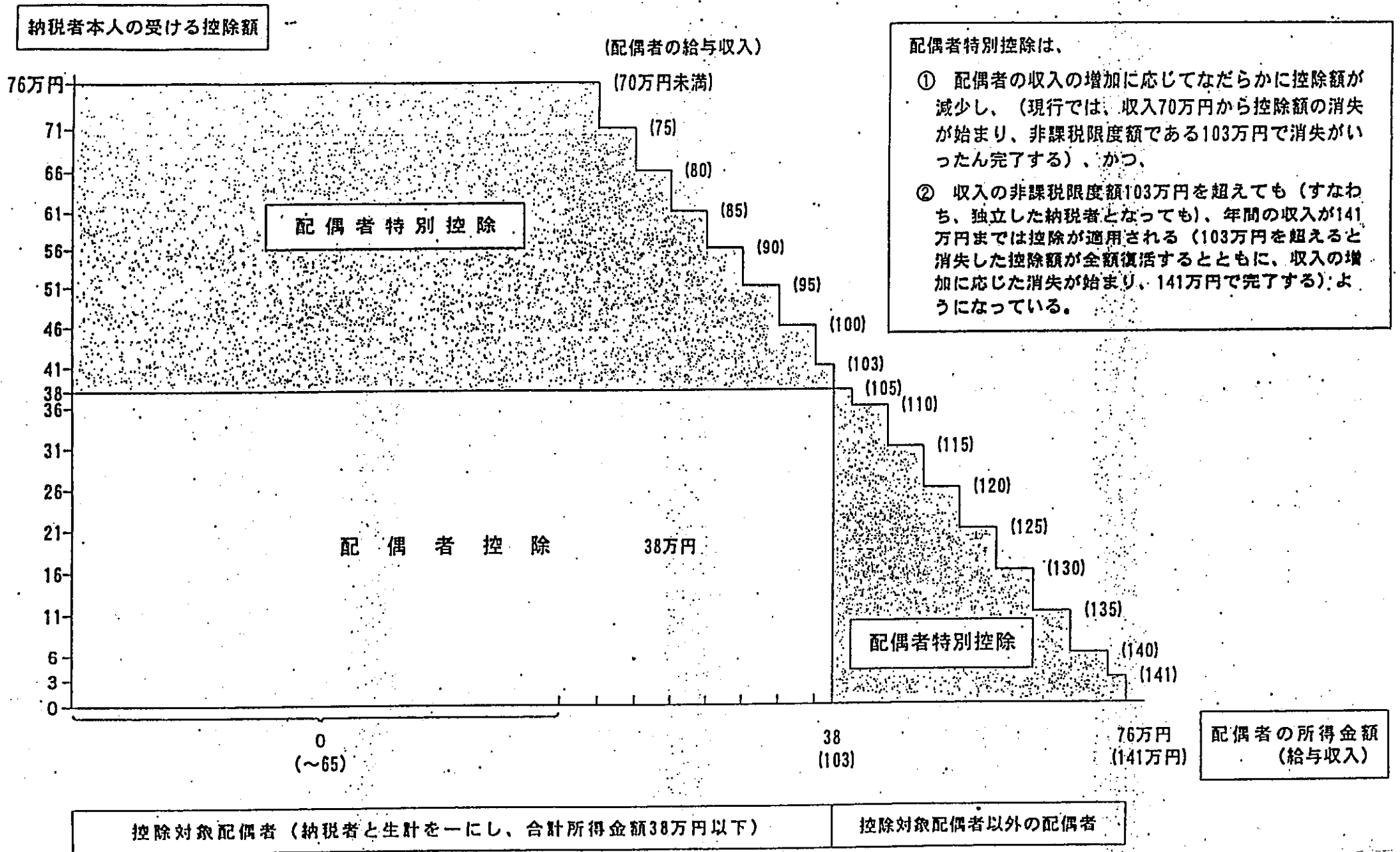
・Bパート: 正社員以外の労働者で、所定労働時間が正社員とほぼ同じ労働者。出稼ぎ・季節労働者を除く。

・短時間のパートタイマー: いわゆる正社員(雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていないもの)と1日の所定労働時間が短い、1週間の所定労働日数が少ない者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、または定めがないもの。

・その他のパートタイマー: いわゆる正社員と1日の所定労働時間と1週間の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるかまたは、定めのないもので、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。

・パートタイマー: 正社員より1日の所定労働時間が短い、1週間の所定労働日数が少ない者。雇用期間の定めの有無は問わない。

(図表16) 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み



(図表17-1) 配偶者控除・配偶者特別控除の適用状況(給与所得者のうち年末調整対象者)

給与階級	配偶者控除のある者		配偶者控除のない者		配偶者特別控除のある者				配偶者特別控除のない者		合計	
	うち納税者		うち納税者		配偶者控除適用		配偶者控除適用なし		うち納税者		うち納税者	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
100万円以下	74,286	-	2,217,295	-	21,618	-	10,133	-	2,259,830	-	2,291,581	-
200 "	317,379	20,276	3,784,554	2,656,818	208,207	5,987	32,986	20,003	3,860,740	2,651,104	4,101,933	2,677,094
300 "	660,745	279,633	5,460,368	5,230,717	523,376	193,098	70,463	60,804	5,527,274	5,256,448	6,121,113	5,510,350
400 "	1,393,490	994,945	6,066,059	5,923,011	1,184,847	823,266	105,061	94,696	6,169,641	5,999,994	7,459,549	6,917,956
500 "	2,089,627	1,813,095	4,326,909	4,223,254	1,873,944	1,622,926	119,779	114,530	4,422,813	4,298,893	6,416,536	6,036,349
600 "	2,047,658	1,837,377	2,617,899	2,576,158	1,887,827	1,696,485	91,133	87,202	2,686,597	2,629,848	4,665,557	4,413,535
700 "	1,742,386	1,627,277	1,413,268	1,399,945	1,641,850	1,530,184	55,982	54,667	1,457,822	1,442,371	3,155,654	3,027,222
800 "	1,316,742	1,282,258	929,341	925,821	1,243,775	1,210,384	41,909	41,790	960,399	955,905	2,246,083	2,208,079
900 "	987,046	979,549	565,346	565,110	931,981	925,252	23,568	23,568	596,843	595,839	1,552,392	1,544,659
1,000 "	656,353	655,667	338,655	338,655	620,052	619,366	14,760	14,760	360,196	360,196	995,008	994,322
1,500 "	1,267,479	1,267,479	536,641	536,641	792,046	792,046	14,853	14,853	997,221	997,221	1,804,120	1,804,120
2,000 "	239,889	239,889	110,508	110,508	-	-	-	-	350,397	350,397	350,397	350,397
計	12,793,080	10,997,445	28,366,843	24,486,638	10,929,523	9,418,994	580,627	526,873	29,649,773	25,538,216	41,159,923	35,484,083

注) 1. 出典:「平成12年分税務統計から見た民間給与の実態」(国税庁)

2. 人数は男女の合計数である。

3. 平成12年を通じて勤務した給与所得者4,494万人のうち、年末調整を行った者4,116万人(91.6%)の内訳である。

(図表17-2) 配偶者控除・配偶者特別控除の
適用状況(申告所得税納税者)

給与階級	配偶者控除 適用者	配偶者特別控除 適用者
	人	人
100万円以下	798	1,638
150 "	31,026	39,669
200 "	169,370	183,583
250 "	338,330	349,990
300 "	263,855	274,477
400 "	369,745	392,231
500 "	243,048	255,351
600 "	162,166	167,051
700 "	130,204	133,625
800 "	108,315	111,681
1,000 "	139,575	139,896
1,200 "	86,258	-
1,500 "	75,998	-
2,000 "	70,401	-
3,000 "	46,331	-
5,000 "	21,970	-
5000万円超	10,473	-
計	2,267,863	2,049,192

注) 1. 出典:「平成12年分税務統計から見た申告所得税の実態」(国税庁)

2. 人数は男女の合計数である。

3. 平成13年3月31日現在において申告納税額がある者を対象とする標本調査である。

(図表18) 就労調整理由

パート女子の就労調整の対応別パート等労働者割合 (%)

	1995年調査	1990年調査
就労調整を考慮する	37.6	30.4
最初から計画的に働く	23.4	17.5
超えそうになったら調整する	14.2	12.9
限度を超えない	18.6	27.3
関係なく働く	25.6	23.0
特に考えてない(わからない)	18.2	19.3
計	100	100

(出典)厚生労働省 平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告

(注)「最初から計画的に働く」とは、「最初から年収が非課税限度額を超えないように計画的に働く」を指す。

「超えそうになったら調整する」とは、「年収が非課税限度額を超えそうになったら休みを取るなどして調整する」を指す。

「限度を超えない」とは、「年収が非課税限度額を超えることはない」を指す。

「関係なく働く」とは、「年収が非課税限度額を超えても関係なく働く」を指す。

パート女子の所得税以外の理由(複数回答)での年収の調整状況及び理由別パート等労働者割合

母数:アンケート回答者のうち、「所得税以外の理由で調整する」と回答したもの

1995年:回答者の30%

1990年:回答者の23.6%

(%)

	1995年調査	1990年調査
調整する	36.7	28.1
税制上の控除がなくなる	(81.0)	(77.6)
配偶者手当がもらえなくなる	(34.8)	(38.3)
健康保険の加入義務が生じる	(42.3)	(38.8)
雇用保険の加入義務が生じる	(7.0)	(7.6)
配偶者の会社に知られる	(2.2)	(3.3)
その他	(7.9)	(9.0)
調整しない	46.6	55.2
わからない	16.7	16.7
計	100.0	100.0

()内は、「調整する」を100とした割合。

(出典)厚生労働省 平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告

(注)「税制上の控除がなくなる」とは、「配偶者の税制上の配偶者控除や配偶者特別控除が無くなるから」を指す。

「配偶者手当がもらえなくなる」とは、「配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから」を指す。

「健康保険の加入義務が生じる」とは、「配偶者の健康保険の被保険者からはずれ、自分で加入しなければならぬから」を指す。

「雇用保険の加入義務が生じる」とは、「雇用保険に加入しなければならないから」を指す。

「配偶者の会社に知られる」とは、「配偶者の会社に自分が働いていることが知られてしまう」を指す。

(図表19) 社会保険の加入状況別パート等労働者割合

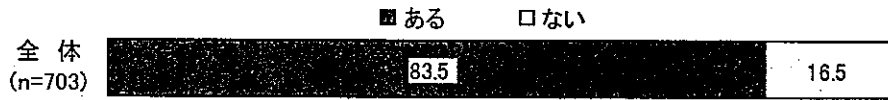
	1995年調査	1990年調査
健康保険・厚生年金に加入している	35.6	24.8
健康保険・厚生年金に加入していない	64.4	75.2
雇用保険に加入している	38.4	29.0
雇用保険に加入していない	61.6	71.0
計	100.0	100.0

(注) 「パート」の中に、各社会保険の加入要件を満たしていない者が含まれることを考慮する必要がある。

(出典) 厚生労働省 平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告

(図表 20) 家族手当

○ 家族手当制度の有無



○ 配偶者手当支給に対する収入制限の有無

全体 (家族手当採用企業 587 社)

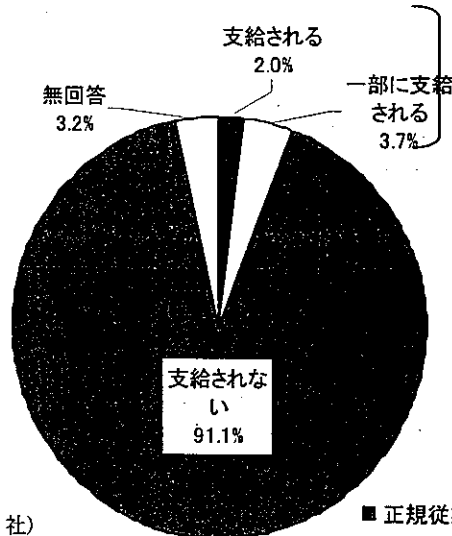


○ 配偶者に対する収入制限の基準

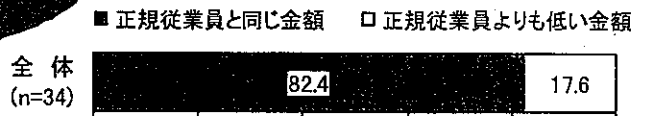
全体 (n=361)



○ 非正規従業員への家族手当の支給



全体 (家族手当採用企業 587 社)



0% 20% 40% 60% 80% 100%

*非正規従業員とは、正社員以外の雇用形態で雇用されている従業員であり、パート、アルバイト、契約社員等が含まれる。

資料出所：雇用システムに関するアンケート調査報告書

(図表 21) 住宅手当制度

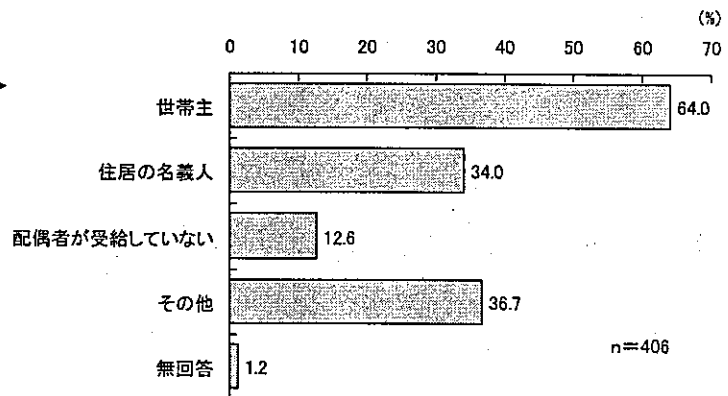
○ 住宅手当制度の有無



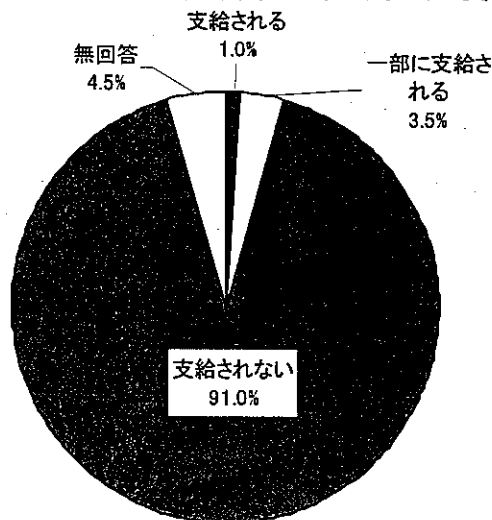
○ 支給条件の有無と内容



(複数回答)



○ 非正規従業員への住宅手当の支給



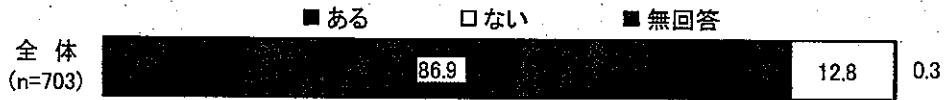
全体
(住宅手当採用企業 488 社)

*非正規従業員とは、正社員以外の雇用形態で雇用されている従業員であり、パート、アルバイト、契約社員等が含まれる。

資料出所：雇用システムに関するアンケート調査報告書

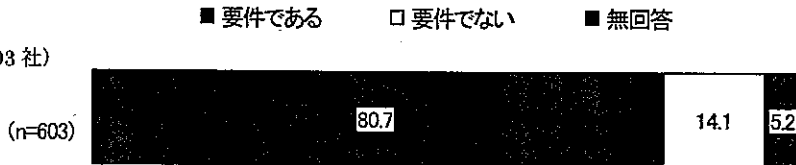
(図表 22) 退職年金制度 (厚生年金基金、適格年金、企業独自の年金)

○ 退職年金制度の有無

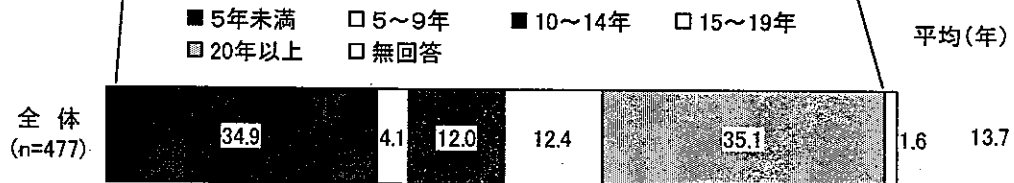


○ 受給資格要件 (勤続年数)

全体 (退職年金制度採用企業 603 社)

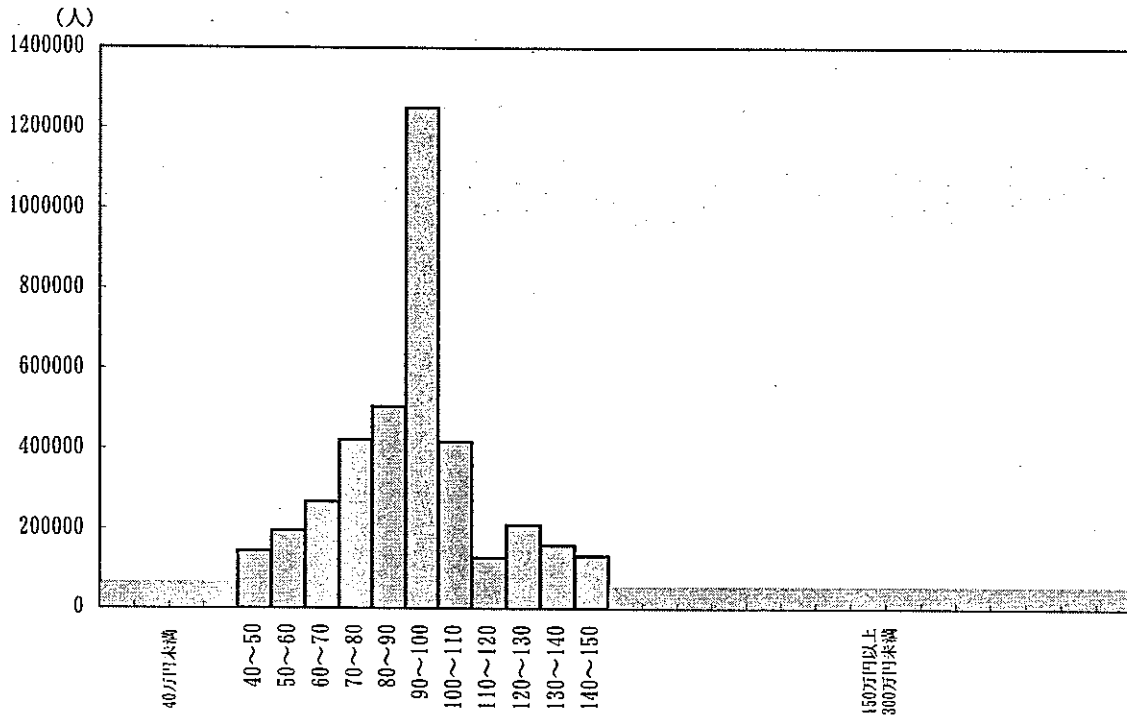


○ 受給資格要件としての勤続年数



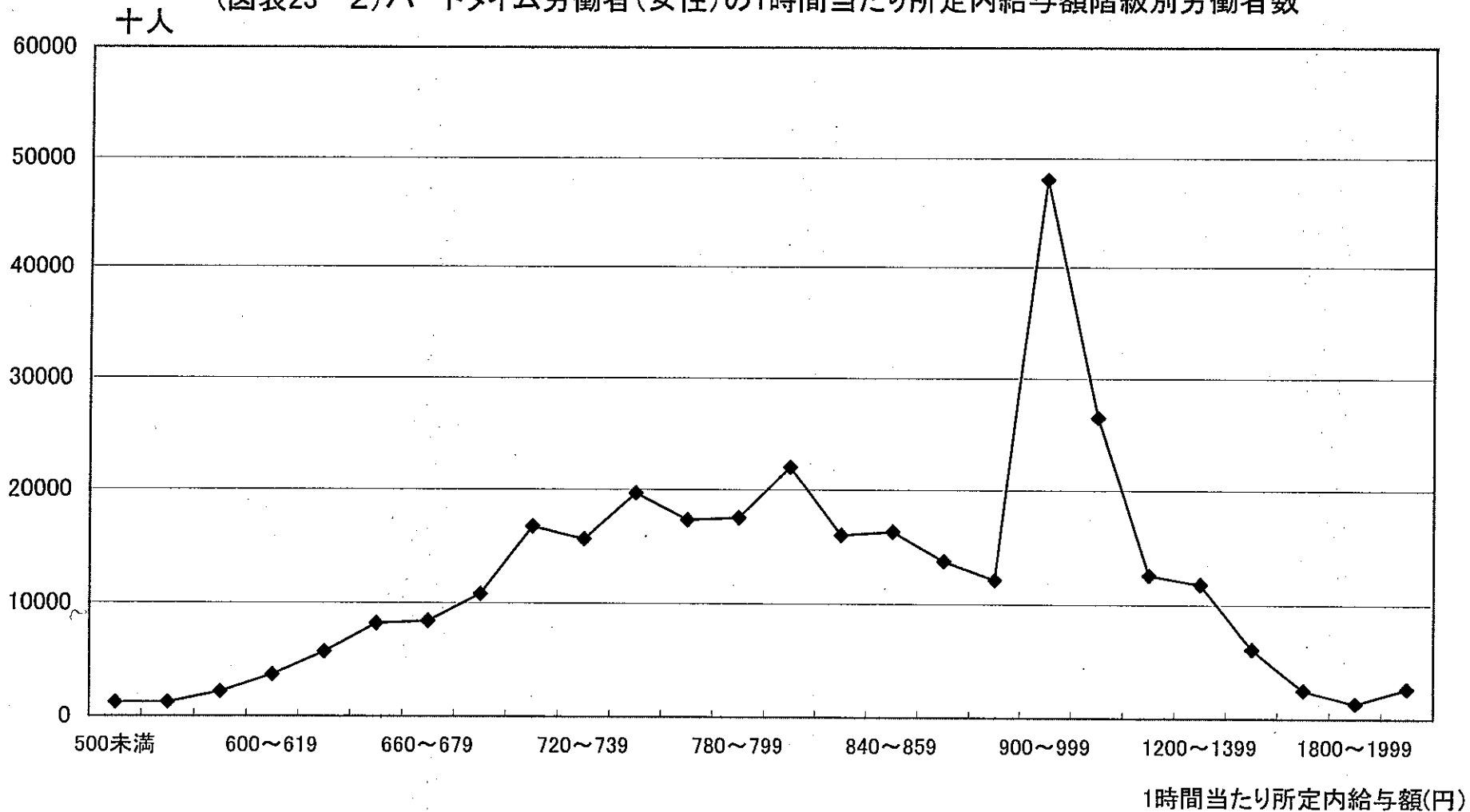
資料出所：雇用システムに関するアンケート調査報告書

(図表23-1) パートタイム労働者の収入分布



- (参考) 1. 労働大臣官房政策調査部「パートタイム労働者総合実態調査」(1997年)により
 2. 「40万円未満」の人数は4分割、「150万円以上300万円未満」の人数は15分割し
 10万円きざみでそれぞれ均等な数値となっている。
 3. 300万円以上(全体に占める割合:1.1%)の階層は割愛した。
 (出典)内閣府国民生活局「家族とライフスタイルに関する研究会報告」2001年

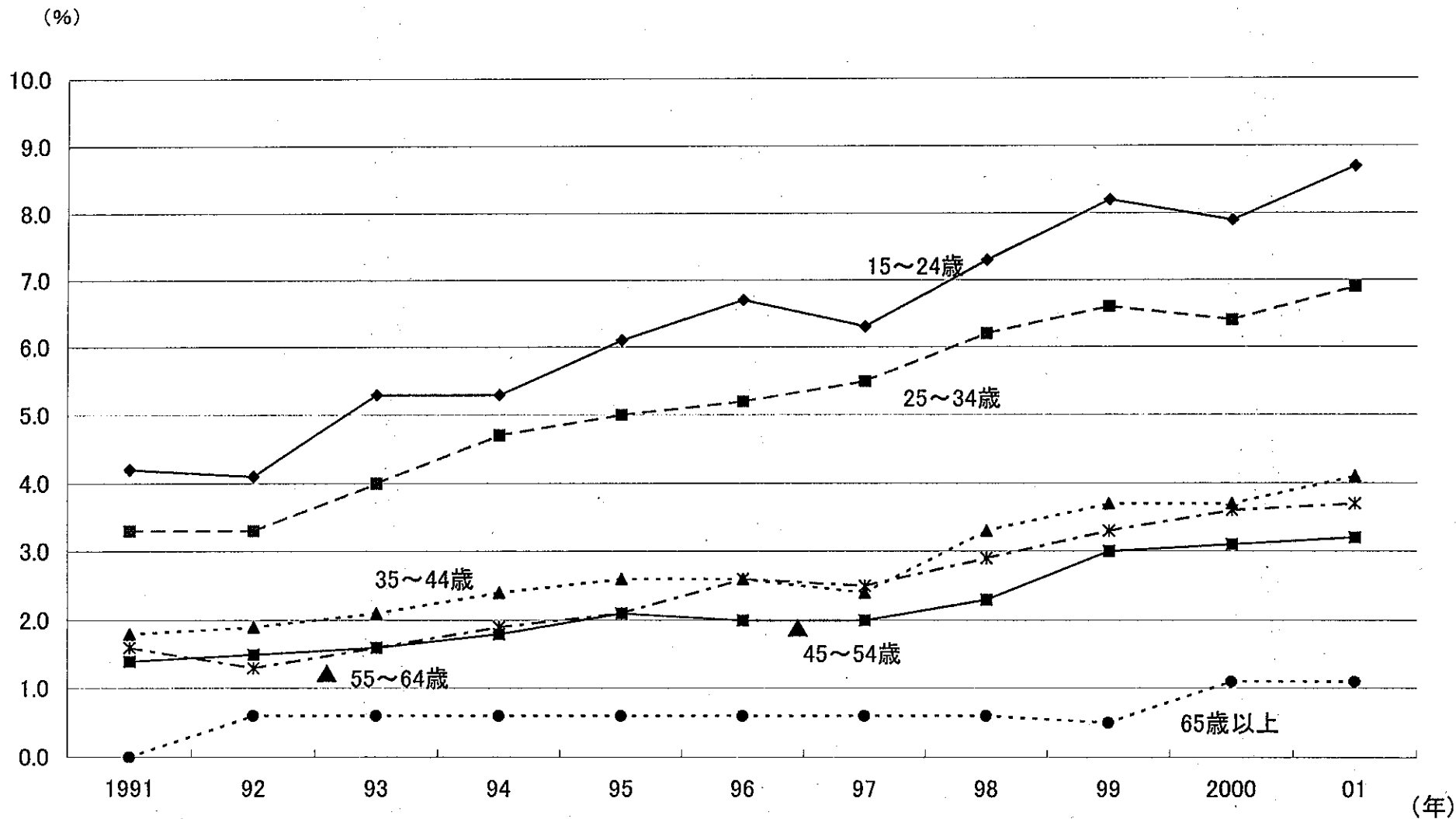
(図表23-2)パートタイム労働者(女性)の1時間当たり所定内給与額階級別労働者数



出所:平成12年 賃金構造統計調査報告 パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額階級別労働者数 女性労働者 産業計 企業規模計

29

(図表24) 女性の年齢10歳階級別完全失業率の推移



(出典)「平成13年 労働力調査」

30

(図表25) 雇用保険の基本手当の給付日数

一般の離職者

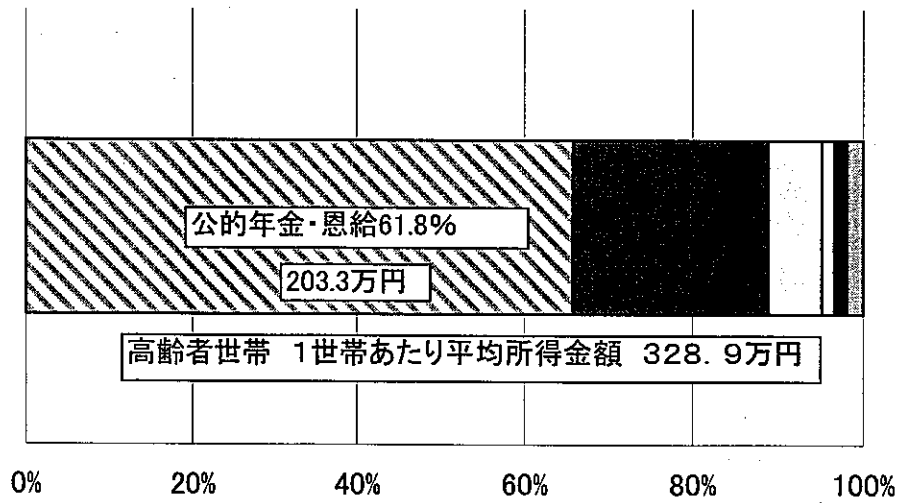
		短時間労働被保険者以外				短時間労働被保険者			
		被保険者であった期間				被保険者であった期間			
		1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
一般被保険者		90日	120日	150日	180日	90日	90日	120日	150日
就職 困難者	44歳以下 45歳～64歳	300日 360日				240日 270日			

倒産・解雇等による離職者

	短時間労働被保険者以外				短時間労働被保険者			
	被保険者であった期間				被保険者であった期間			
	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
29歳以下	90日	120日	180日	—	90日	90日	150日	—
30～44歳	90日	180日	210日	240日	90日	150日	180日	210日
45～59歳	180日	240日	270日	330日	180日	210日	240日	300日
60～64歳	150日	180日	210日	240日	150日	150日	180日	210日

注 被保険者期間1年未満の場合は一律90日、ただし、就職困難者については一律150日。

(図表26) 高齢者世帯一世帯あたり平均所得金額

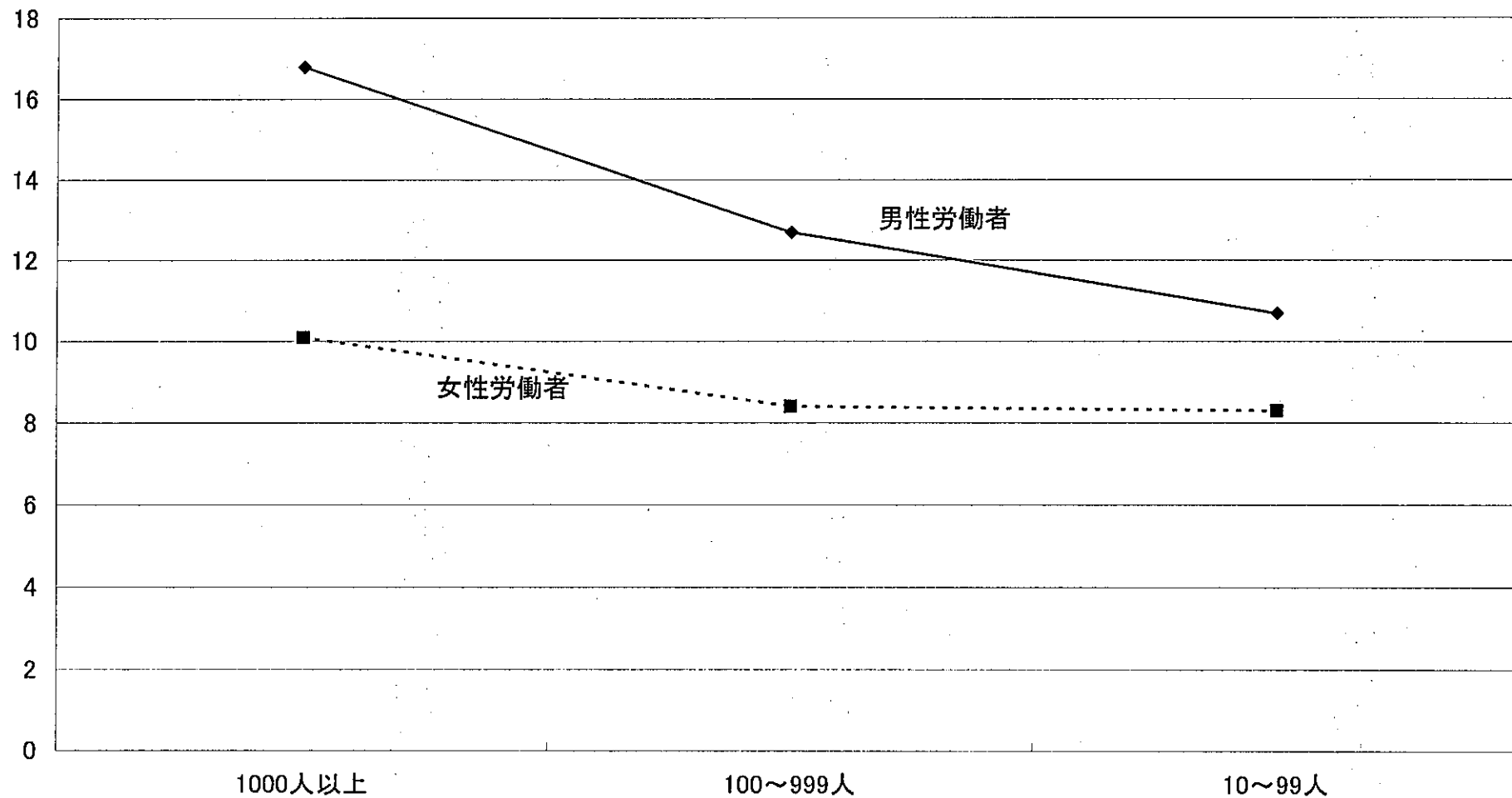


(出典) 厚生労働省 平成12年 国民生活基礎調査

注1「高齢者世帯」とは65歳以上のもののみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚のものが加わった世帯をいう。

(図表27) 企業規模、性別勤続年数(2000年)

(勤続年数、年)

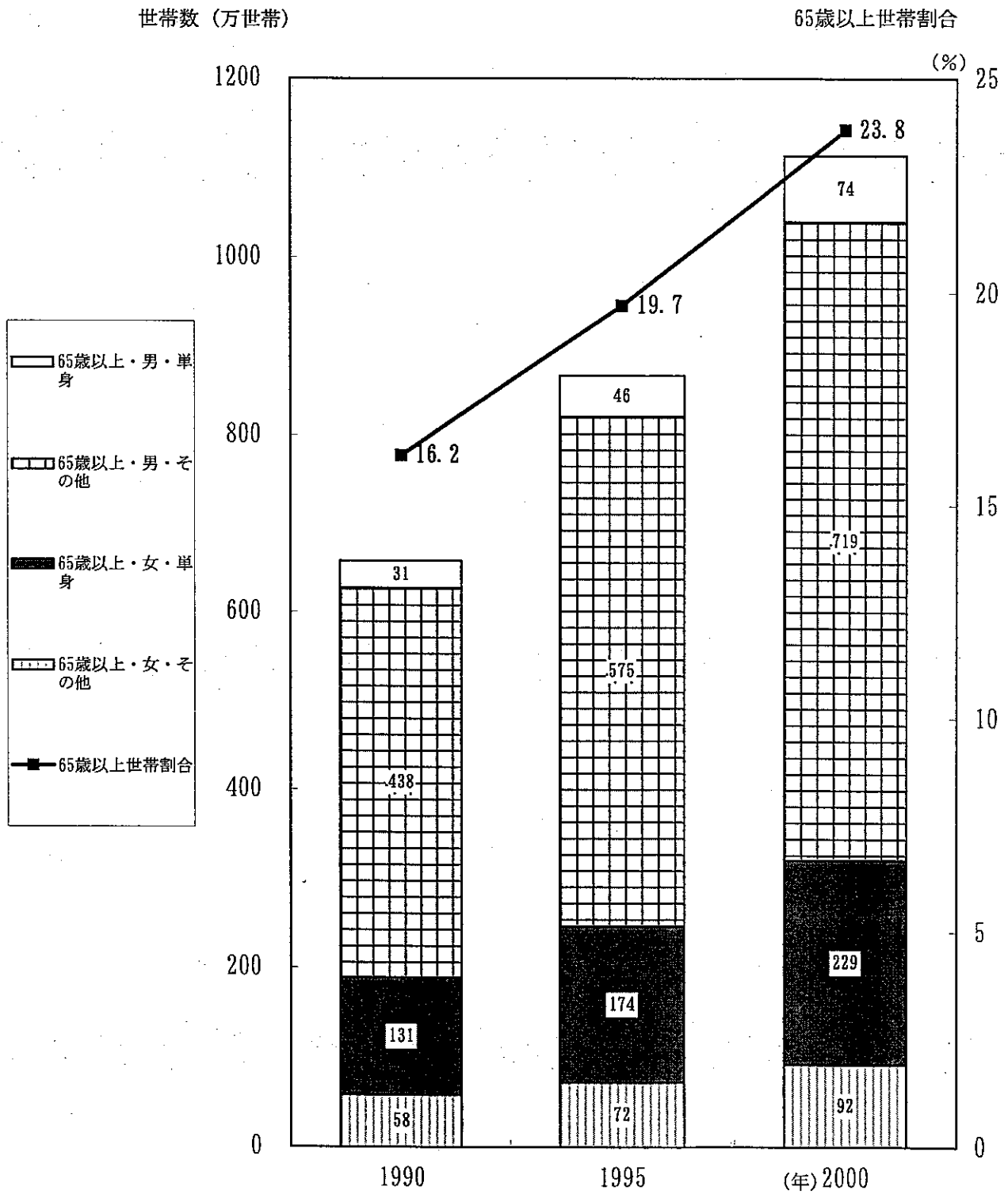


(出典) 「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)

(企業規模、人)

33

図表28 高齢世帯の割合の推移

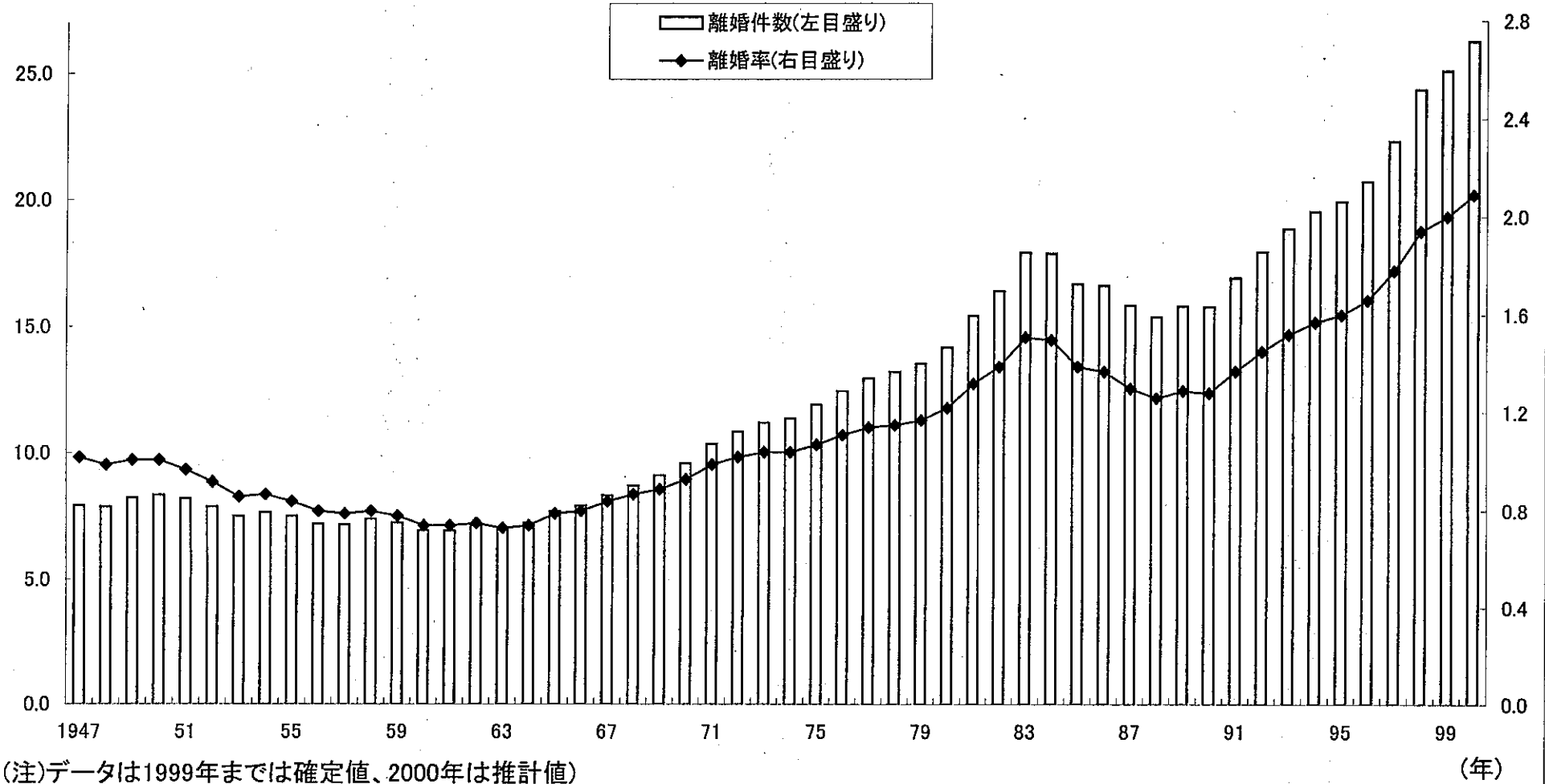


- (備考) 1. 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(1998年10月推計)により作成。
 2. 世帯主の性別・年齢別(2区分)・65歳以上世帯構造(2区分)別一般世帯数の推移。
 3. 1990~2000年は「国勢調査」による。
 4. 65歳以上世帯割合は、全世帯数に対する世帯主65歳以上世帯数の割合。

(図29) 離婚件数及び離婚率の推移

(離婚件数(万組))

(離婚率(人口千対))

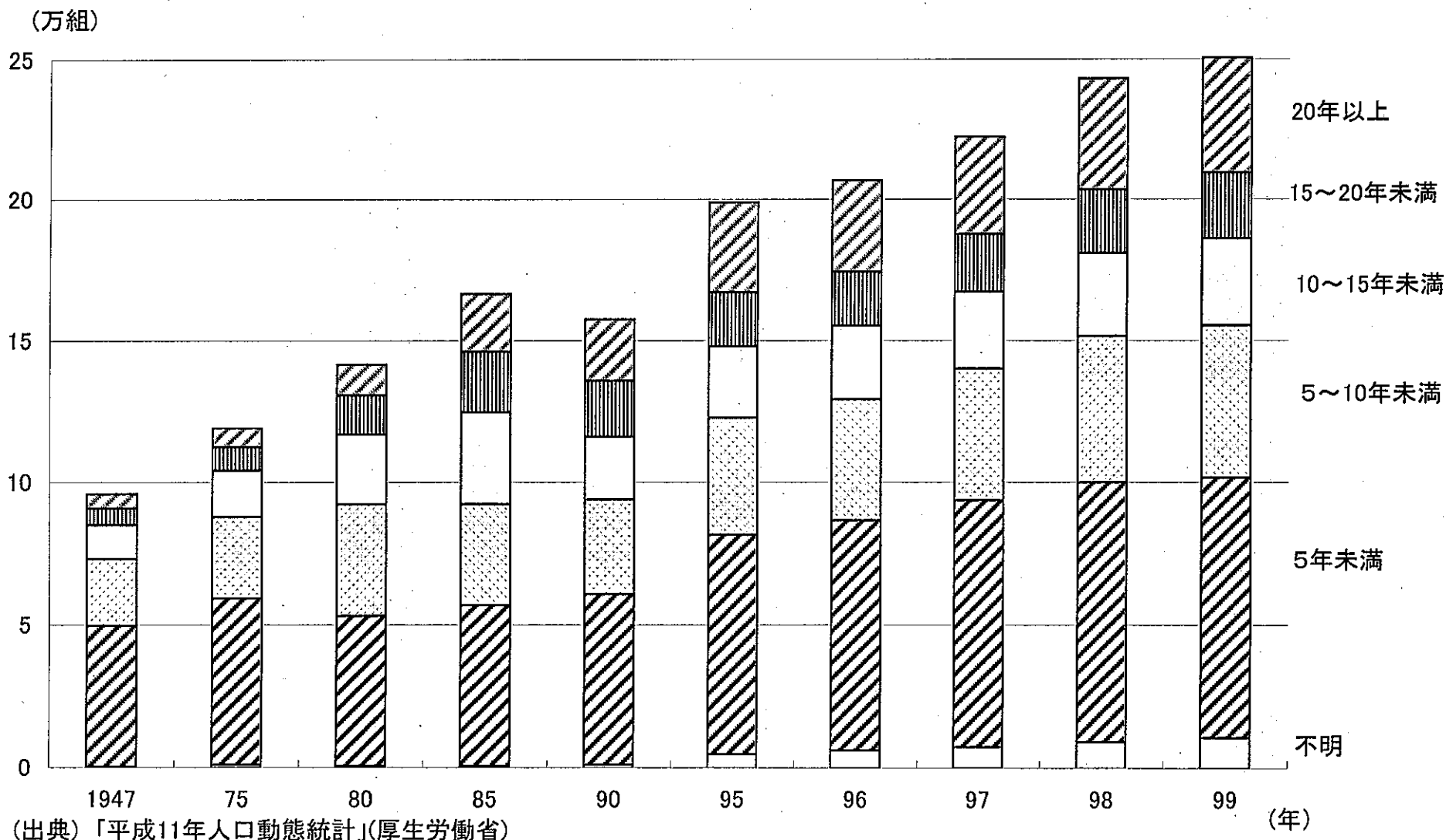


(注)データは1999年までは確定値、2000年は推計値

(出典)「平成12年人口動態統計年次推計」(厚生労働省)

35

(図30) 同居期間別離婚件数の推移

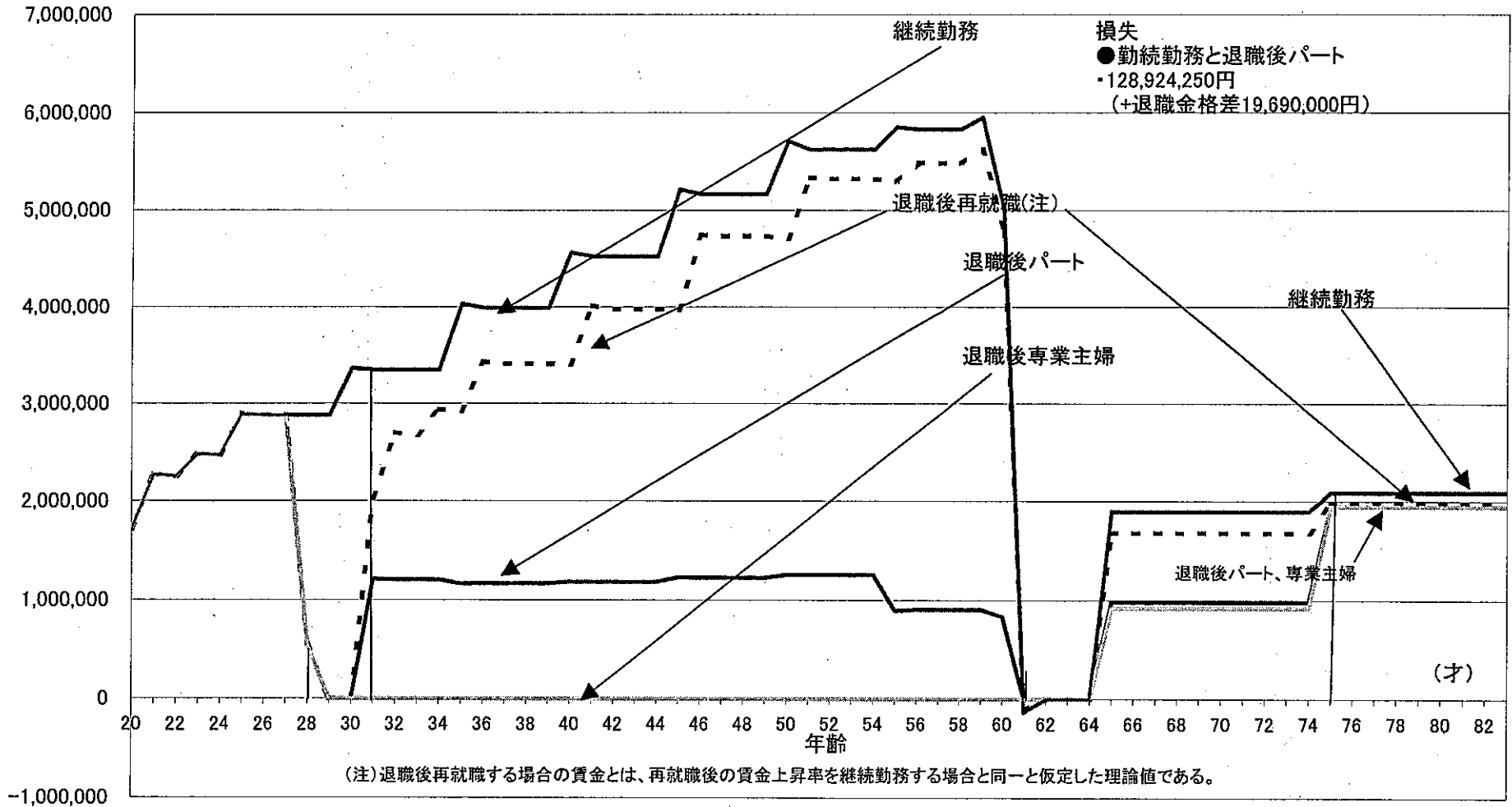


36

図表31

可処分所得 (円)

女性の生涯の可処分所得
(継続勤務した場合と一時退職後パート勤務した場合の比較)



女性の生涯の可処分所得について(推計)

(単位:円)

	継続勤務	退職後再就職	退職後パート	退職後専業主婦
賃金	216,721,000	183,155,616	62,600,000	24,777,000
社会保険料	29,054,196	25,298,236	7,547,106	4,595,118
所得税+住民税	15,031,046	11,521,627	1,556,193	1,066,135
年金受給額	38,458,850	35,355,559	28,055,331	27,457,138
生涯可処分所得	211,094,608	182,309,637	82,170,358	47,191,210
退職金	20,580,000	13,330,000	890,000	890,000

(参考)

(単位:円)

20歳~27歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	24,777,000	3,929,262	1,005,221	19,842,517
退職後再就職	24,777,000	3,929,262	1,005,221	19,842,517
退職後パート	24,777,000	3,929,262	1,005,221	19,842,517
退職後専業主婦	24,777,000	3,929,262	1,005,221	19,842,517

28歳~30歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	11,288,000	1,626,197	542,342	9,119,461
退職後再就職	0	0	(注1) 60,914	(注2) 557,412
退職後パート	0	0	60,914	557,412
退職後専業主婦	0	0	60,914	557,412

(注1:前年分所得に対する住民税 注2:収入は賃金の他に失業手当を考慮)

31歳~60歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	180,656,000	22,832,882	13,346,747	144,476,372
退職後再就職	158,378,616	20,703,118	10,340,902	127,334,596
退職後パート	37,823,000	2,951,988	490,057	34,380,955
退職後専業主婦	0	0	0	0

61歳~74歳				
	年金受給額	国民健康保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	18,986,000	0	(注2) 136,736	18,849,264
退職後再就職	16,845,799	0	114,590	16,731,209
退職後パート	9,852,156	0	0	9,852,156
退職後専業主婦	9,253,963	0	0	9,253,963

(注2:60歳時の所得に対する住民税)

75歳(夫の死亡)~84歳(死亡)				
	年金受給額	国民健康保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	19,472,850	665,856	0	18,806,994
退職後再就職	18,509,760	665,856	0	17,843,904
退職後パート	18,203,175	665,856	0	17,537,319
退職後専業主婦	18,203,175	665,856	0	17,537,319

生涯可処分所得		退職金	損失(継続勤務と退職後再就職)
継続勤務	211,094,608	20,580,000	28,784,971
退職後再就職	182,309,637	13,330,000	+退職金格差 7,250,000
退職後パート	82,170,358	890,000	
専業	47,191,210	890,000	損失(退職後再就職と退職後パート) 100,139,279 +退職金格差 12,440,000

損失(退職後パートと専業)	
	34,979,148
+退職金格差	0

	退職金	合計
継続勤務	60歳定年時	約2058万円
退職後再就職	定年時 (約88.8万円+1243.8万円)	約1333万円
退職後パート	28歳退職時のみ	約89万円

(注)

(女性)

- ・短大卒。20歳で就職。28歳で大卒・30歳の男性と結婚後、第1子を出産、30歳で第2子を出産する。なお、75歳で夫と死別、84歳で死亡と仮定。
- ・死別時の相続は考慮しない。
- ・継続勤務とは、第1子、第2子出産の際の際に退職せず、同一会社に勤務した場合をいう。
- ・退職後再就職とは、28歳で退職後、31歳で正社員として再就職し、60歳まで勤務した場合をいう。
- ・退職後パートとは、28歳で退職後、31歳から60歳まで、パートタイマーとして勤務した場合をいう。
- ・退職後専業主婦とは、28歳で退職後、賃金を得ないことをいう。

(賃金)

- ・厚生労働省「平成12年 賃金構造基本統計調査」の「所定内給与額」と「年間賞与その他特別給与額」により算定。なお、「所定外給与」は考慮していない。
- ・継続勤務の場合は、同調査の産業計、高専・短大卒のデータを使用。パートタイマーの賃金は、同調査のパートタイマー労働者の職種計のデータを使用。

(退職金)

- ・退職後パート、退職後再就職の28歳時の退職金については日本経営者団体連盟「平成12年9月度退職金・年金実態調査」全産業・規模計の管理・事務・技術労働者の自己都合退職の標準者退職金を参考に、退職時の所定労働時間内賃金の3ヶ月分で計算。
- ・継続勤務の60歳時の退職金は、同資料の会社都合退職の標準者退職金を参考に、所定労働時間内賃金の46ヶ月分で計算。
- ・退職後再就職の60歳時の退職金は、同資料の会社都合退職の勤続勤続年数30年の場合を参考に、所定労働時間内賃金の35ヶ月で計算。

(社会保険)

- ・社会保険料は、国民年金保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の合計額。平均標準月額表(H13・3月以降分)を使用。標準月額額の算出にあたっては、上記賃金のうち、「年間賞与その他特別給与額」は除いた額を使用し、物価上昇率を考慮しない。

①厚生年金

- ・月額保険料＝標準報酬月額×8.765%+特別保険料×0.5%で計算。

退職後、パートの場合

厚生労働省「平成12年 賃金構造基本統計調査」賞与を除く年間の賃金は、すべての年齢で130万円未満である。

なお、年間労働時間を、同調査の「実労働日数」×「1日あたり所定内労働時間」×12ヶ月とする。

一般労働者の月間所定労働時間を157時間と仮定し、 $157時間 \times 12ヶ月 \times 3/4 = 1413時間$ と比較をすると、54歳以下では、1413時間を下回るため、第3号被保険者とし、55歳以上では第2号被保険者であると仮定する。

・老齢厚生年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金ともに支給開始年齢を65歳以上とする。

・遺族年金

継続就業、退職後再就職の場合は、「③夫と自分の老齢厚生年金の2/1」を選択し、退職後パート、退職後専業主婦の場合は、「①夫の老齢厚生年金の3/4」を選択。

②医療保険

- ・医療保険は、継続勤務、退職後再就職、退職後パートの2号期間は、政府管掌健康保険の保険料率(自己負担分)4.25%を適用して計算。
- ・専業主婦は59歳から、その他(継続勤務、退職後パート、退職後再就職)は61歳から、国民健康保険へ加入する。
- ・保険料は、専業主婦世帯(妻59・夫61歳～)とその他の世帯(妻61歳・夫63歳～)では、夫と死別するまで(夫76歳・妻63歳)、世帯主である夫が支払い、夫の死後(妻75歳から)は、妻が支払う。(妻75歳からの保険料:厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」平成11年度の市町村の一般被保険者分(老人含む)の1人あたり調定額 73984円を外挿)

③雇用保険

- ・雇用保険には、継続就業、退職後パート、退職後再就職、退職後専業主婦が、すべての勤務期間において加入し、被保険者の保険料率は0.6%とする。
- ・退職後再就職、退職後パートは、28歳退職時に失業保険を受給。(失業給付計算=支給手当日額7400円×0.696×120日)

(税金)

①所得税

- ・平成12年基準で計算。基礎控除38万円、生命保険料控除5万円で計算。定率控除(20%)を考慮。

②住民税

- ・標準税率(定率控除 15%、最高4万円)で計算。基礎控除33万円、生命保険料控除3万5千円で計算。均等割は考慮せず、所得割のみ計算。非課税限度額を考慮しない。課税所得は前年の所得。

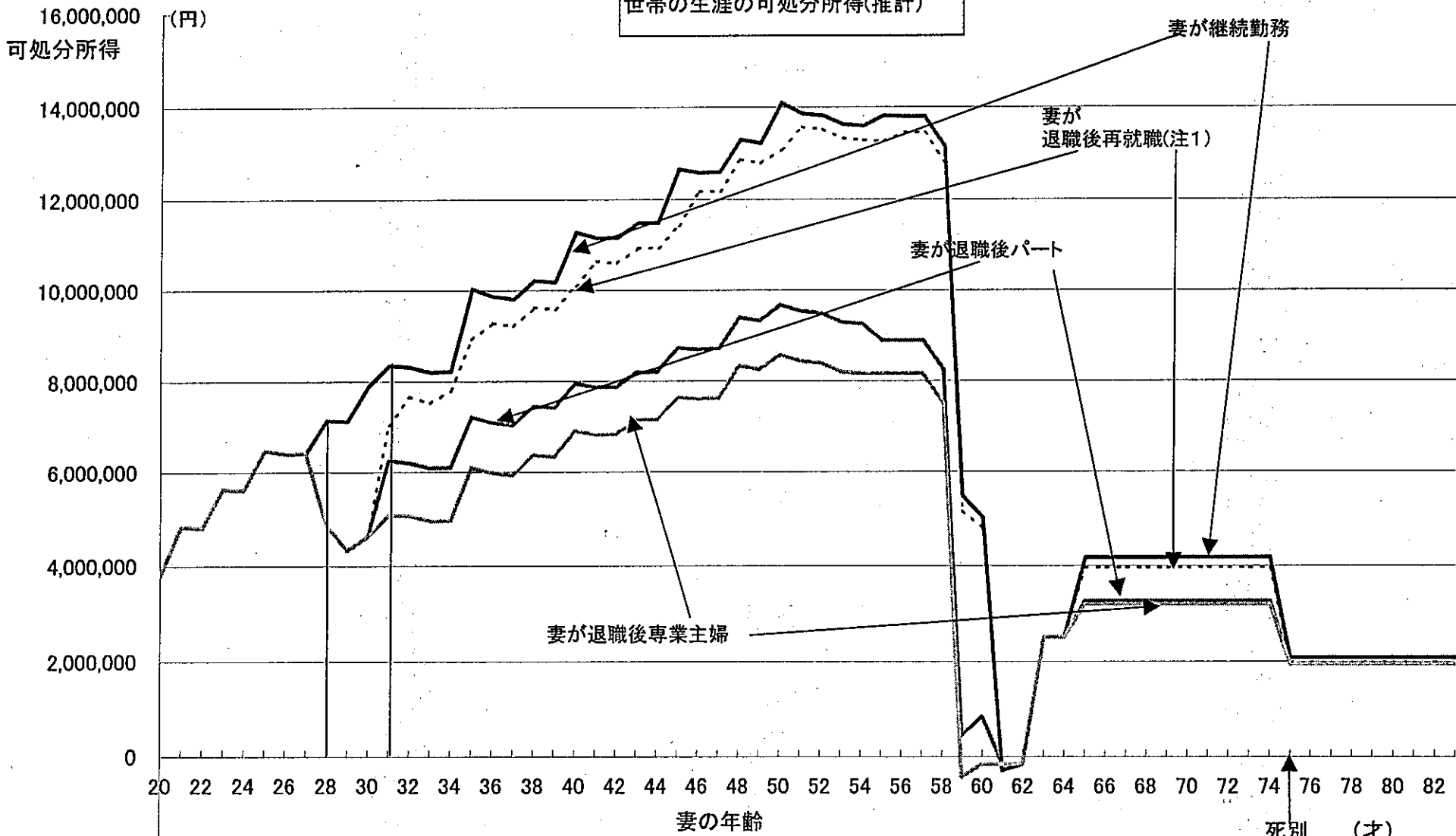
③その他

- ・継続就業、退職後パート、退職後再就職の妻が59歳、60歳(夫が61歳、62歳)時、扶養控除、配偶者特別控除を考慮する。(その他については夫の税額計算において考慮)

- ・61歳以降の税額計算は収入を公的年金のみとする。(老年者控除を考慮)

(参考:平成11年全国消費実態調査 単身者世帯 女性(60歳以上、就業無し)の年間収入は約204万円)

世帯の生涯の可処分所得(推計)



(注1)退職後再就職する場合の賃金とは、再就職後の賃金上昇率を継続勤務する場合と同一と仮定した理論値である。

41

世帯の生涯の可処分所得について(推計)

(単位:円)

	継続勤務	退職後再就職	退職後パート	退職後専業主婦
賃金	509,079,800	475,514,416	354,958,800	317,135,800
社会保険料	68,144,367	64,388,407	46,637,277	43,983,765
所得税+住民税	40,171,262	36,661,843	25,322,747	21,204,080
年金受給額	68,066,050	64,962,759	57,662,531	57,064,338
生涯可処分所得	468,830,221	440,045,250	341,279,633	309,630,619

控除された税額

	継続勤務	退職後再就職	退職後パート	退職後専業主婦
①妻の休職中:28歳~30歳		(注1) 252,594	(注1) 252,594	(注1) 252,594
②妻31歳~60歳			(注2) 1,121,068	(注3) 3,693,275
③夫61.62/妻59.60歳	(注3) 301,725	(注3) 312,534	※そもそも納税額が0	※そもそも納税額が0
(計)	301,725	565,127	1,373,662	3,945,869

(注1)配偶者控除(所得税38万円,地方税33万円)+配偶者特別控除(38万円,地方税33万円)適用
 (注2)配偶者特別控除のみ適用
 (注3)配偶者控除(所得税38万円,地方税33万円)+配偶者特別控除(38万円,地方税33万円)適用
 (注4)この他、夫の年金受給後、妻の年金額に応じて、配偶者控除、配偶者特別控除の適用に差異が生じるが、この場合ではすべてのケースで夫の納税額が0となる。

(参考)

(単位:円)

	妻20歳~27歳			
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	55,085,600	8,670,114	2,430,130	43,985,356
退職後再就職	55,085,600	8,670,114	2,430,130	43,985,356
退職後パート	55,085,600	8,670,114	2,430,130	43,985,356
退職後専業主婦	55,085,600	8,670,114	2,430,130	43,985,356

	妻28歳~30歳			
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	27,103,100	3,896,710	1,312,161	(注4) 22,134,229
退職後再就職	15,815,100	2,270,513	578,139	13,824,774
退職後パート	15,815,100	2,270,513	578,139	13,824,774
退職後専業主婦	15,815,100	2,270,513	578,139	13,824,774

(注4:収入は、賃金の他に妻(継続勤務の妻以外)の失業手当、児童手当を含む)

	妻31歳~60歳			
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	426,891,100	52,836,221	36,493,826	(注5) 338,356,644
退職後再就職	404,613,716	50,706,457	33,286,390	321,214,869
退職後パート	284,058,100	32,955,327	22,314,477	229,388,296
退職後専業主婦	246,235,100	30,301,815	18,195,811	198,337,474

(注5:収入は、賃金の他に児童手当を含む)

	妻61歳~74歳(夫63歳~76歳)			
	年金受給額	国民健康保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	48,593,200	2,075,467	(注) 136,736	46,380,997
退職後再就職	46,452,999	2,075,467	114,590	44,262,942
退職後パート	39,459,356	2,075,467	0	37,383,889
退職後専業主婦	38,861,163	2,075,467	0	36,785,696

(注:妻の60歳時の所得に対する住民税)

	妻75歳(夫の死亡)~84歳(妻の死亡)			
	年金受給額	保険料	所得税+住民税	可処分所得
継続勤務	19,472,850	665,856	0	18,806,994
退職後再就職	18,509,760	665,856	0	17,843,904
退職後パート	18,203,175	665,856	0	17,537,319
退職後専業主婦	18,203,175	665,856	0	17,537,319

継続勤務	469,664,221	損失(継続勤務と退職後再就職)	28,532,377
退職後再就職	441,131,844	損失(退職後再就職と退職後パート)	99,012,211
退職後パート	342,119,633	損失(退職後パートと専業主婦)	31,649,015
退職後専業主婦	310,470,619		

夫の所得の推計

	パート妻の夫	継続	再就職	退職後専業主婦の夫
賃金	292,358,800	292,358,800	292,358,800	292,358,800
社会保険料	39,090,171	39,090,171	39,090,171	39,388,647
所得税+住民税	23,766,554	25,140,216	24,887,622	20,137,945
年金受給額	29,607,200	29,607,200	29,607,200	29,607,200
生涯可処分所得	259,109,275	257,735,613	257,988,207	262,439,408

22歳～29歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
パート	30,308,600	4,740,852	1,424,908	24,142,839
再就職・継続	30,308,600	4,740,852	1,424,908	24,142,839
専業主婦	30,308,600	4,740,852	1,424,908	24,142,839

30歳～32歳(継続以外妻休職)				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
パート・再就職	15,815,100	2,270,513	517,225	13,027,362
継続	15,815,100	2,270,513	769,819	12,774,768
専業主婦	15,815,100	2,270,513	517,225	13,027,362

33歳～60歳				
	賃金計	社会保険料	所得税+住民税	可処分所得
パート	246,235,100	30,003,339	21,368,601	194,863,160
再就職・継続	246,235,100	30,003,339	22,489,670	193,742,091
専業主婦	246,235,100	30,003,339	17,927,920	198,303,841

61～62歳				
	年金受給額	国民健康保険料	所得税+住民税	可処分所得
パート	0	0	455,819	-455,819
継続	0	0	461,819	-461,819
再就職	0	0	461,819	-461,819
専業主婦	0	298,476	267,891	-566,367

(注:60歳時の所得に対する住民税
63歳～76歳(77歳で夫死亡))

	年金受給額	国民健康保険料	所得税+住民税	可処分所得
パート	29,607,200	2,075,467	0	27,531,733
継続	29,607,200	2,075,467	0	27,531,733
再就職	29,607,200	2,075,467	0	27,531,733
専業主婦	29,607,200	2,075,467	0	27,531,733

(注)

(世帯所得)

- ・世帯所得とは、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除を考慮して夫の可処分所得を計算し、それぞれ妻の可処分所得と合算し、さらに児童手当を加えたものをいう。
- ・夫は大卒、22歳～60歳まで継続就業する。

(夫の可処分所得) ※夫の退職金は収入として考慮していない。

①賃金

- ・女性(妻)の賃金計算と同調査の産業計、大卒のデータを使用。

②社会保険

- ・厚生年金、医療保険、雇用保険ともに妻と同様の保険料率を使用する。

ただし、医療保険について、専業主婦の夫以外は、61、62歳(妻59歳、60歳)時に妻の被扶養者となり、専業主婦の夫は妻と国民健康保険に加入し、保険料を支払う。(保険料は、厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」平成11年度の市町村の退職者被保険者等分の1世帯あたり調定額 149,238円を外挿。)

夫63歳以降は、すべての世帯で国民健康保険に加入し、夫が保険料を支払う。

(63歳～69歳まで厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」平成11年度の市町村の退職者被保険者等分の1世帯あたり調定額 149,238円を外挿。70歳から76歳まで同資料平成11年度の市町村の一般被保険者分(老人含む)の1世帯あたり調定額 146,465円を外挿。)

③税金

- ・扶養控除、特定扶養控除(16才～22才の子ども)、配偶者特別控除を考慮する。
- ・均等割額都民税1,000円、区民税3000円を世帯主である夫が支払う。

(児童手当)

- ・受給資格要件には、世帯員の所得は合算されないため、夫の所得をもとにする。
- ・児童手当法の改正に係る特例給付を考慮(平成12年6月実施)し、就学前児童に対し給付。

(備考:企業からの配偶者手当)

- ・配偶者の支給制限収入金額を103万円(所得税法上、非課税とされている収入は年収から除外)と仮定すると、退職後パートの場合、すべての年齢において、適用除外となる。

44

(図表 3 2) 欧州のワークシェアリングの主要類型

類型	内容	(参考：欧州各国の動向 [1999 年時点])
労働時間の全般的削減 (general reductions in working time)	職を創出するため全労働者の労働時間を削減する。この削減は、経営者と労働組合（企業別、業種別、全国）の間で合意される。	フィンランド、ギリシャ、オランダ、スウェーデンでは、労働組合が経営者団体や政府に 35 時間週労働を検討するよう様々な活動を展開。ベルギーの組合は週 32 時間労働の最終的導入を図る一方、スイスでは組合は週 36 時間労働をキープ。論争段階を終えた国として、ドイツでは金属産業労組が 1990 年に週労働を 1995 年までに 35 時間まで削減する協約を締結、他部門を先導。更に 32 時間とするか論争あり。フランスはオブリ法が 1998 年に導入され遅くとも 2002 年までに週 35 時間とした。
ジョブシェアリング	2 人が一つのフルタイム職務を自主的に分け合い、各人の労働時間を基礎に賃金と手当を分割。	フィンランドは法律でジョブシェアリングを規制する唯一の国。アイルランドは公共サービス部門で採用。ギリシャは法律でなく経営者によるもの。
早期退職パートタイム (part time early retirement)	定年が近づいた高年労働者が労働時間を短縮し、これにより不足する労働分を補うため失業者が採用され、当該高年労働者から職務経験を学ぶ。	フランス、ドイツ、スウェーデン、スイスの制度だけが、早期退職パートタイマーが出た時に失業者を採用することを経営者に義務付け。オーストリア、ベルギー、フィンランドでは新規採用を経営者に要求しないものの、実質的には不足分労働を補うためにそうすることが期待されている。
自発的パートタイム労働 (voluntary part-time working)	労働者はその労働時間を削減することを選択し、地位をフルタイムからパートタイムに変更できる。一方、経営者には労働の不足分を補うため新しく労働者を採用することが推奨される。	特にオランダで普及。オランダ政府は、雇用期間・条件に関するフルタイムとの均等待遇確保規定等に基づきワークシェアリングを促進。この結果、パートタイマー率は 37% (EU 平均 16%)。ベルギーでは、パートタイム化のためフルタイム労働者に対し 3 年間社会保障の権利が与えられるよう政府が関与。フランスでは、労働時間削減のため社会保障雇用主負担 30% 削減を経営者に提供。
有給休職 (paid-leave arrangements)	労働者がなんらかの理由により一定期間の有給休暇を取得。その不在の間、失業者が採用され入れ替わる。	デンマーク、フィンランド、ルウェーは休暇が取得されると新規採用をすることを義務付け。休暇目的は異なり、デンマークは教育訓練、サティカル、育児。フィンランドでは目的は自由。ルウェーでは、教育訓練目的のみ。
キャリア・ブレイク (career breaks)	家族の一員の世話や旅行のためなどで労働者が無給休暇を取る。その不在の間他の者が採用され入れ替わる。	オーストリア、ベルギー、オランダではキャリアブレイク者が出ると新規採用を義務付け。アイルランドでは休暇は無給だが他制度による休暇中の給付あり。ベルギーではフルタイムとパートタイム休暇があり、育児、訓練、教育、旅行目的が対象。

(備考) 1. "Worksharing in Europe---part one," *European Industrial Relations Review* 300 (January 1999): 14-19 の記述を図表化。

2. 「欧州各国の動向」欄は類型の内容理解のための参考であり、必ずしも欧州各国の最新動向を網羅的に記載したものではない。

45

(図表33)各国の男女別パートタイマー労働者の割合(%):2000
(%)

	計	男性	女性
ベルギー	20.7	6.6	39.9
デンマーク	21.7	9.9	35.2
イタリア	8.8	3.8	17.4
ドイツ	19.4	5	37.9
オランダ	41.2	19.2	70.6
フランス	16.9	5.4	31
イギリス	24.9	9	44.5

(出典)Eurostat.Labour Force Survey Principal results 2000より作成